

# 朝日村災害廃棄物処理計画

平成31年3月

朝 日 村



# 目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 対象とする災害	3
第4節 計画の基本的な考え方	3
第5節 処理主体等	3
第6節 想定する災害と災害廃棄物発生見込量	4
1. 想定する災害とその被害の概要	4
2. 災害廃棄物発生見込量の推定	6
第7節 災害廃棄物の種類と特性	13
第2章 組織体制等	14
第1節 組織体制	14
1. 組織体制	14
2. 基本的な業務内容	15
第2節 協力・支援体制	18
1. 災害発生時の連絡方法等	18
(1) 災害対策本部との連絡体制	18
(2) 県との連絡	18
(3) 他の市町村等との連絡	18
(4) 廃棄物処理業者等関係団体との連絡	18
2. 支援の要請と受入方法	19
(1) 自衛隊、警察、消防との連携	19
(2) 県及び他の市町村等との連携	20
第3節 住民等への情報提供	20
第3章 災害廃棄物対策	21
第1節 平常時の備え（発災前）	21
1. 組織体制等	21
2. 一般廃棄物処理施設等の耐震化等	21
3. 仮設トイレの必要基数見込みと避難所ごみの処理体制	21

4. 災害廃棄物処理の想定	22
5. 仮置場候補地の選定	22
(1) 仮置場の選定方法	22
(2) 仮置場の設置	23
(3) 仮置場の運営	23
(4) 災害廃棄物の処理に必要な機器・機材	23
(5) 仮置場への搬入	24
6. 有害廃棄物等の対応	24
7. 職員への教育等	25
8. 周辺市町村との協力体制の確保	25
第2節 災害廃棄物処理（発災後）	25
1. 発災後の処理の流れ	25
2. 災害応急対応	28
(1) 組織体制等	28
(2) 情報収集	28
(3) 緊急対応の実施	28
(4) 災害廃棄物の処理見込量等の推計	30
(5) 収集運搬体制の整備	32
(6) 処理スケジュール・処理フローの作成	33
(7) 災害廃棄物処理実行計画の作成	34
(8) 仮置場の確保と配置計画	34
(9) 仮設処理施設等の検討	43
(10) 倒壊した建物の解体・撤去	45
(11) 分別・処理・再資源化	46
(12) 有害廃棄物等の処理	52
(13) 環境対策等	52
(14) 協力・支援体制	53
3. 災害復旧・復興時の対応	53
(1) 組織体制等	53
(2) 平常体制への移行	53
(3) 災害廃棄物の処理見込量の推計	53
(4) 収集運搬体制の見直し	54
(5) 処理スケジュール・処理フローの見直し	54
(6) 災害廃棄物処理実行計画の見直し	54
(7) 仮置場	54

(8) 仮設処理施設等の解体・撤去 .....	54
(9) 倒壊した建物の解体・撤去 .....	55
(10) 分別・処理・再資源化 .....	55
(11) 環境対策等 .....	55
(12) 最終処分 .....	56
(13) 協力・支援体制 .....	56
4. その他、必要な事項.....	57
(1) 事務委託等 .....	57
(2) 非常災害に係る特例措置 .....	58
(3) 思い出の品・貴重品等 .....	59
(4) 災害廃棄物の野焼きの原則禁止 .....	59
(5) 災害廃棄物処理施設復旧に係る補助金 .....	60



## 第 1 章 基本的事項

### 第 1 節 計画の目的

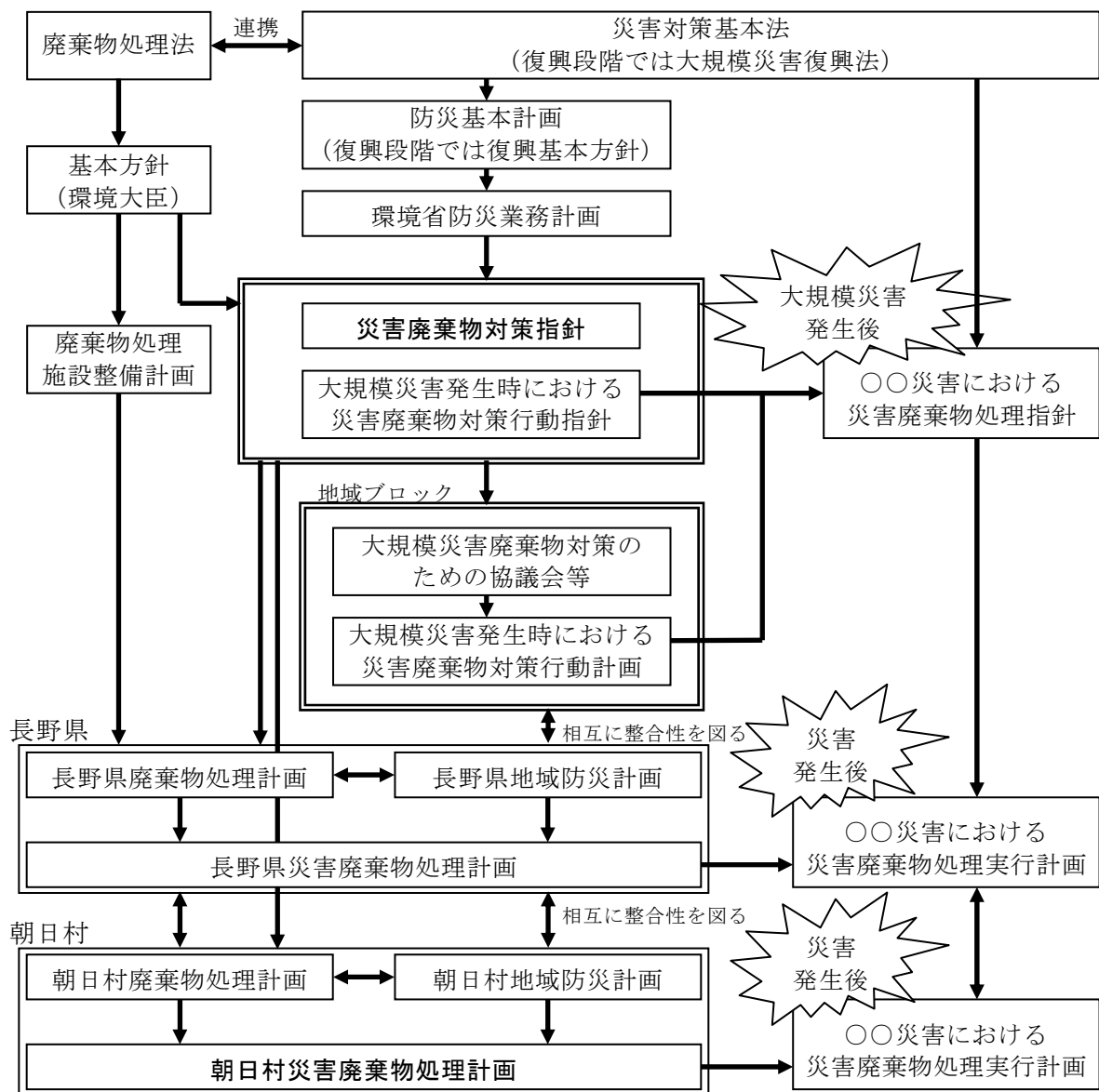
朝日村（以下「本村」といいます。）では、すべての住民が安全で安心して生活できるよう、防災体制の構築及び自然災害や火災などの対応を進めているところです。

また、県内の活断層による地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震等の大規模災害に備えるとともに、災害発生後には大量の廃棄物（以下「災害廃棄物」といいます。）が排出され、一時的な環境の悪化及び迅速な生活機能の回復に支障が生じることが予想されます。

そこで、「朝日村災害廃棄物処理計画」では、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や処理方法を示すことにより、住民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、早期の復旧・復興に資することを目的とするものです。

## 第 2 節 計画の位置付け

本計画は、大規模災害の発生時に、松本市、塩尻市、山形村及び朝日村の 4 市村が連携し、災害廃棄物の適切な処理が行えるように、平成 29 年度に「中部地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業」（以下「モデル事業」といいます。）として取りまとめた内容を基に、環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）」を踏まえ、長野県が策定している「長野県災害廃棄物処理計画」及び「長野県地域防災計画」や、朝日村地域防災計画と整合をとりながら、災害時における廃棄物の処理に関して、対応すべきと考えられる基本的な事項を定めるものです。



出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月）  
p. 1-4（図 1-3-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け）を加工

図 1-2-1 災害時廃棄物処理に係る各種法令・計画等の位置付け



### 第 3 節 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、水害及び土砂災害とします。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

### 第 4 節 計画の基本的な考え方

本計画で想定する災害廃棄物は、自然災害によって直接発生した廃棄物を原則とし、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としません。

また、本計画をより実効性のある計画とするため、下記の場合など必要に応じて計画の見直しを図るものとします。

- ① 本村の地域防災計画や被害想定が見直された場合
- ② 関係法令や災害廃棄物対策指針の改正等が行われた場合
- ③ 長野県及び近隣市町村の災害対応を踏まえ、計画の内容に改善すべき点が生じた場合

### 第 5 節 処理主体等

災害廃棄物の処理は、本村が処理主体となって行うものです。

なお、災害による被害が甚大で、自ら処理することが困難となった場合には、災害応援協定に基づき他の市町村等に応援を要請するものとし、長野県に他の都道府県や民間団体と被災市町村との調整を依頼します。

大規模災害により広範囲の市町村が被災し、市町村の相互支援では処理が進まない場合には、地方自治法第 252 条の 14 の規定により、他の普通地方公共団体に事務委託し、災害廃棄物の処理を行います。

## 第6節 想定する災害と災害廃棄物発生見込量

### 1. 想定する災害とその被害の概要

#### (1) 想定地震

長野県が調査した「長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」では、県内の主要活断層帯のうち8つの活断層等による地震を想定しており、これら地震について、県内市町村ごとに建物被害及び人的被害等を想定しています。

この調査結果による本村における被害想定は表1-6-1のとおりです。

また、平成29年度に実施したモデル事業において整理した被害想定<sup>†1</sup>を表1-6-2に示します。

これらの調査結果による本村における最大被害の概要は表1-6-3に示すとおりです。

本計画では、本村で最も被害が大きくなると想定される境峠・神谷断層帯（主部）の地震を想定地震として最大被害を想定します。

表1-6-1 長野県が想定した地震による被害想定（最大ケース）

種類	地震名称	最大震度 (朝日村)	建物被害								火災			人的被害				
			揺れ		液状化		断層		土砂災害		合計			焼失棟数			死亡 (人)	負傷 (人)
			全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	冬深夜	夏12時	冬18時			
内陸型	長野盆地西縁断層帯の地震	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	糸魚川ー岡構造線断層帯の地震	全体	*	10	*	*	0	*	*	*	10	0	0	0	*	10		
		北側	6弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*		
		南側	0	*	0	0	0	*	*	*	*	0	0	0	*	*		
	伊那谷断層帯(主部)の地震	6弱	0	10	*	*	0	*	10	*	10	0	0	0	*	*		
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	5弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*			
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	6弱	*	40	*	*	0	*	10	*	50	0	0	0	*	10			
海溝型	想定南海地震	5弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*		
	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	—	0	0	*	*	—	*	*	*	*	0	0	0	*	*		
	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	5強	0	*	*	*	—	*	*	*	*	0	0	0	*	*		

注1) 「\*」はわずかだが、被害があることを示す。

注2) 集計結果の1の位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」より朝日村分を抜粋

表1-6-2 災害廃棄物処理計画作成モデル事業における被害想定（建物被害）

地震名称	最大震度 (朝日村)	揺れ				液状化				土砂災害				合計				火災焼失	
		全壊		半壊		全壊		半壊		全壊		半壊		全壊		半壊		木造	非木造
		木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造				
糸魚川ー岡構造線断層帯の地震(全体)	6弱	0	0	8	1	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	10	1	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	6弱	0	0	38	4	0	0	0	0	3	0	9	0	3	0	47	4	0	0

注) 数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合がある。

出典：「平成29年度 中部ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル事業 成果品」より抜粋

†1:モデル事業 5.3.1 建物被害の整理「2-5-39 ④朝日村」及び「2-5-51 ④朝日村」参照

(2) 被害の概要

本村において建物被害が最大となる境峠・神谷断層帯（主部）の地震による被害想定は以下のとおりです。

表 1-6-3 境峠・神谷断層帯（主部）の地震による建物被害の概要（単位：棟）

項目	全棟数	揺れ		液状化		断層変位	土砂災害		火災焼失	合計	
		全壊	半壊	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊
朝日村	3,815	0	42	0	0	0	3	9	0	3	51

※「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したものであり、「揺れ」による全壊被害の内数となります。

## 2. 災害廃棄物発生見込量の推定

災害発生後には、倒壊した建物の解体などにより多量のがれき類が発生することから、仮置場の設定や処理・処分計画の作成を検討する上で、災害廃棄物発生量の推計が必要となります。

想定される地震災害及びそれに伴う災害廃棄物の発生見込量については、長野県災害廃棄物処理計画<第1版>(平成28年3月)に示された推計式によって推定するものとします。

### (1) 災害廃棄物発生見込量(土砂災害を含む全量)

建物の倒壊や火災等に伴い発生する災害廃棄物発生見込量は、以下の推計方法によって算出します。

災害廃棄物発生量(t)

=被害区分毎の棟数(棟) × 被害区分毎の発生原単位(t/棟)

※被害区分及び発生原単位(南海トラフ巨大地震の推計値を採用)

- ・全壊: 117 t/棟
- ・半壊(大規模半壊含む): 23 t/棟
- ・木造火災: 78 t/棟(全壊: 117 t/棟に対し約34%減と設定)
- ・非木造火災: 98 t/棟(全壊: 117 t/棟に対し約16%減と設定)

(推計方法: 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1)

出典: 「長野県災害廃棄物処理計画<第1版>(平成28年3月)」

p. 22 「(ア) 災害廃棄物」を加工

以上の推計方法に、表1-6-3に示す建物被害を当てはめると、表1-6-4に示すとおり、1,524トンの災害廃棄物が発生するものと見込まれます。

表 1-6-4 災害廃棄物発生見込量の推定値

区分	被害棟数(棟)					発生源単位	災害廃棄物発生量(トン)					合計
	液状化	揺れ	土砂災害	断層変位	火災		液状化	揺れ	土砂災害	断層変位	火災	
全壊	0	0	3	0	0	117トン/棟	0	0	351	0	0	351
半壊	0	42	9	0	0	23トン/棟	0	966	207	0	0	1,173
木造火災	0	0	0	0	0	78トン/棟	0	0	0	0	0	0
非木造火災	0	0	0	0	0	98トン/棟	0	0	0	0	0	0
合計	0	42	12	0	0	—	0	966	558	0	0	1,524

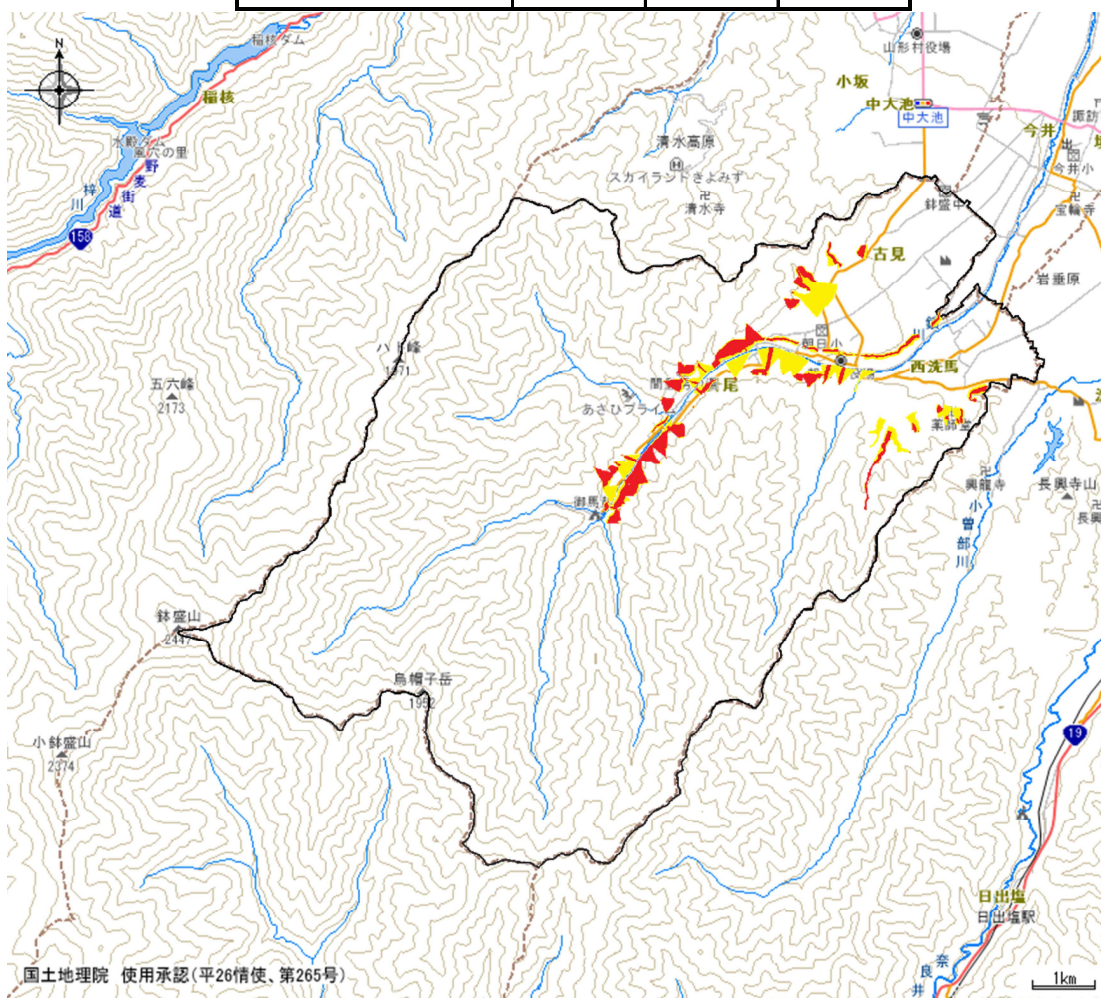
※上記の災害廃棄物発生見込量は建物の倒壊によるがれきのみを計上しています。

(2) 災害廃棄物発生見込量（土砂災害のみ）

本村では急傾斜地や土石流等に警戒が必要な区域<sup>†2</sup>を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」に指定しています。

表 1-6-5 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定箇所数

項目	急傾斜地	土石流	地すべり
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	48	31	0
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	48	27	0



**■** : 土砂災害警戒区域〔イエローゾーン〕  
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

**■** : 土砂災害特別警戒区域〔レッドゾーン〕  
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域

図 1-6-1 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の位置

†2：モデル事業 5.4.2 土砂災害（山形村・朝日村）「2-5-175 ②朝日村」参照

土砂災害によって発生する災害廃棄物発生見込量についても、前項の推計方法によって算出するものとします。

前項で示した推計方法に、土砂災害による建物被害を当てはめると、558 トンの災害廃棄物が発生するものと見込まれます。

表 1-6-6 土砂災害による災害廃棄物発生見込量

種別	単位	土砂災害		
		全壊	半壊	計
被災棟数	棟	3	9	12
発生原単位	t	117	23	—
土砂災害廃棄物量	t	351	207	558

(3) 想定される地震災害により一般廃棄物焼却処理施設が受ける影響

環境省の「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-2」によると、「想定震度 6 強以上の地域では、全施設の 63%が被災し、最大で 4 ヶ月間稼働停止する<sup>†3</sup>」と設定されています。

そのため、処理施設の停止期間中には、他自治体の処理施設で処理を行うか、仮置場にて一時貯留する必要があると考えられます。

表 1-6-7 近年の朝日村における一般廃棄物発生量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均	
ごみ量	可燃ごみ量	t/年	809	815	787	770	754	787
	不燃ごみ量	t/年	45	13	14	12	13	19
	資源ごみ量	t/年	322	292	249	264	234	272
	その他のごみ量	t/年	2	2	2	2	2	2
	粗大ごみ量	t/年	0	1	0	0	0	0
合計	t/年	1,178	1,123	1,052	1,048	1,003	1,081	

※四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より各年度の数値を抜粋

表 1-6-8 ごみ処理施設の停止期間中に発生する一般廃棄物見込量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
災害時ごみ量 <sup>※</sup>	t	392.7	374.4	350.6	349.4	334.3	360.2
可燃ごみ	t	269.7	271.7	262.3	256.7	251.3	262.3
可燃ごみ以外	t	123.0	102.7	88.3	92.7	83.0	97.9

※災害等により、ごみ処理施設が最大約4ヶ月停止した場合に仮置場に一時貯留または他自治体で処理を行うごみの量

†3:モデル事業 5.3.5 処理処分地の検討 (2)焼却施設の処理可能量「2-5-145 表 2-5-142 被災地域における一般廃棄物焼却処理施設への影響」参照

(4) し尿発生見込量

避難所及び上下水道の機能支障に伴い設置される仮設トイレ等より発生するし尿発生見込量を以下の推計方法<sup>†4</sup>によって算出します。

し尿収集必要量 (kℓ/日)

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1日1人平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × ③1日1人平均排出量

① 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数 = {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)} × 上水道支障率 × 1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数  
(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定

② 非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

汲取人口：計画収集人口

③ 1人1日平均排出量 = 1.7ℓ/人・日

(推計方法：環境省「災害廃棄物対策指針 技術資料 i-ii-i-1」)

出典：「長野県災害廃棄物処理計画<第1版>(平成28年3月)」p.23「(イ)し尿」を加工

表 1-6-9 避難者数の想定

(単位：人)

区 分	避難者総数		
		避難所	避難所外
1日後	約10	約10	*
2日後	約190	約100	約100
1週間後	約100	約50	約50
1ヶ月後	約20	約10	約10

注) 「\*」はわずかな人数を示しています。

注) 避難者総数の値は四捨五入の関係で合わない場合があります。

注) 想定地震は最大ケースを示しています。

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」より抜粋

†4:モデル事業 5.3.3 し尿・避難所ごみ等の推計「2-5-71 ①し尿収集必要量」参照

表 1-6-10 上下水道支障率の想定

区 分		利用人口 (人)	影響人口 (人)			
			1 日後	2 日後	1 週間後	1 ヶ月後
上水道	断水	約4,600	約2,940	約1,010	約340	約10
			64%	22%	7%	0%
下水道	機能支障	約4,800	約2,970	約780	約120	約20
			62%	16%	3%	0%

※1の位を四捨五入して表示しているため、合計が合わない場合があります。

※下水道機能が復旧しても上水道が使えないと水洗トイレ等が使用できないことがあります。

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」より抜粋

水洗化人口：4,587人（環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成28年度）」より）

非水洗化人口：74人（環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成28年度）」より）

総人口：4,661人（「水洗化人口＋非水洗化人口」とし、住民基本台帳人口4,611人（平成30年8月1日現在）とは異なる）

汲取人口：計画収集人口74人（環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成28年度）」より）

1人1日平均排出量：1.7ℓ/人・日（定数）

し尿発生見込量の推計方法に、表1-6-9～1-6-10に示す想定値等を当てはめると、し尿収集必要量は表1-6-11に示すとおりとなります。

し尿収集必要量は、発災から1日後の2,633.3ℓ/日が最大となります。

表 1-6-11 し尿収集必要量の推定値

区 分	単位	発災からの経過			
		1 日後	2 日後	1 週間後	1 ヶ月後
①仮設トイレ必要人数	人	1,475	594	209	10
避難者数（避難所）	人	約10	約100	約50	約10
断水による仮設トイレ必要人数	人	1,465	494	159	0
②非水洗化区域し尿収集人口	人	74	72	73	74
し尿収集必要量	ℓ/日	2,633.3	1,132.2	479.4	142.8

※③1人1日平均排出量を1.7ℓ/人・日と設定しました。



(5) 避難所ごみ発生見込量

本村が開設する避難所及び避難所外から発生する避難所ごみ発生見込量は、以下の推計方法<sup>†5</sup>によって算出します。

$$\begin{aligned} & \text{避難所ごみ発生量 (g/日)} \\ & = \text{発生原単位 (g/人・日)} \times \text{避難者数 (人)} \end{aligned}$$

(推計方法：環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2)  
出典：「長野県災害廃棄物処理計画<第1版>(平成28年3月)」  
p.23「(ウ) 避難所ごみ」より抜粋

表 1-6-12 避難所ごみ発生原単位の想定 (生活系ごみ)

区 分	1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g/人日)			
	生活系	事業系	合計	
朝日村	448	141	590	
参 考	長野県平均	567	255	822
	松本市	573	473	1,046
	塩尻市	528	286	814
	山形村	498	290	787

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果(平成28年度実績)」

以上の推計方法に、表 1-6-12 に示す避難所ごみ発生原単位(生活系ごみ)を当てはめると、表 1-6-13 に示すとおりとなります。

避難所ごみ発生見込量は、発災から2日後の85.12kg/日が最大となります。

表 1-6-13 避難所ごみ発生見込量の推定値

(単位：kg/日)

区 分	災害廃棄物(一般廃棄物)発生量		
		避難所ごみ	避難所外ごみ
1 日後	4.48	4.48	0.00
2 日後	85.12	44.80	44.80
1 週間後	44.80	22.40	22.40
1 ヶ月後	8.96	4.48	4.48

※最大ケースの想定値を示したものです。

†5:モデル事業 5.3.3 し尿・避難所ごみ等の推計「2-5-74 ③避難所ごみ発生量」参照

(6) 水害により発生する廃棄物発生見込量

浸水被害等により使用できなくなる電化製品、建具、畳等の水害廃棄物の発生見込量は、以下の推計方法<sup>†6</sup>によって算出します。

なお、風水害による災害廃棄物発生見込量については、地震災害のような個別災害の想定がないため、発災当初の水害に伴う災害廃棄物の発生見込量については、被災情報を基に推計を行い、処理を進める中で適宜推計の見直しを行うものとしします。

廃棄物発生量 (t)

$$= \{4.6 (t/棟) \times \text{床上浸水棟数}\} + \{0.62 (t/棟) \times \text{床下浸水棟数}\}$$

(推計方法：環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1)

出典：「長野県災害廃棄物処理計画<第1版>(平成28年3月)」

p.23 「(エ) 水害により発生する廃棄物」を加工

†6：モデル事業 5.4 災害廃棄物処理 (風水害) 「2-5-162 水害廃棄物発生量の推計」参照

## 第7節 災害廃棄物の種類と特性

主な災害廃棄物の種類及び特性を下記に示します。

腐敗性、有害性または危険性のある廃棄物は、優先的な処理が必要となります。

表 1-7-1 災害廃棄物の種類と特性

区分	災害廃棄物の種類	特性					
		再利用化	減量可	腐敗性	有害危険	処理困難	
地震や津波等の災害によって発生する災害廃棄物	a. 可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物	○	○	○		
	b. 木くず	柱・はり・壁材などの廃木材	○	○			
	c. 畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの		○	○		
	d. 不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	○	○		△	
	e. コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	○				
	f. 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	○				
	g. 廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。	○	○		△	
	h. 小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	○	○		△	
	i. 腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼料工場等から発生する原料及び製品など		○	○	△	○
	j. 有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等				○	○
	k. 廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。	○	○		△	
l. その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など				○	○	
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	m. 生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	○	○	○		
	n. 避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。	○	○	○		
	o. し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水		○	○		

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月） p.1-9～1-10「(8)災害時に発生する廃棄物」を加工

## 第 2 章 組織体制等

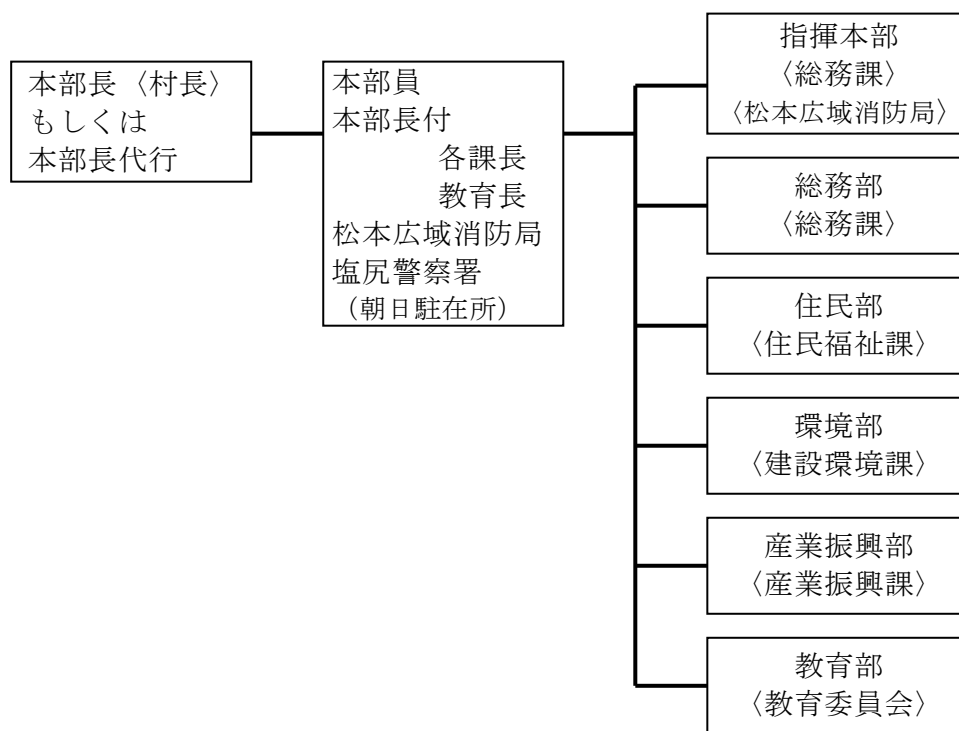
### 第 1 節 組織体制

#### 1. 組織体制

本村では、村長が風水害等必要があると認めるとき並びに震度 5 弱以上の地震が発生したときは、朝日村災害対策本部を設置します。

災害廃棄物の処理に関しては、主に災害対策本部の環境部（建設環境課）または応急対策班のガレキ・廃棄物対策チームが対応します。

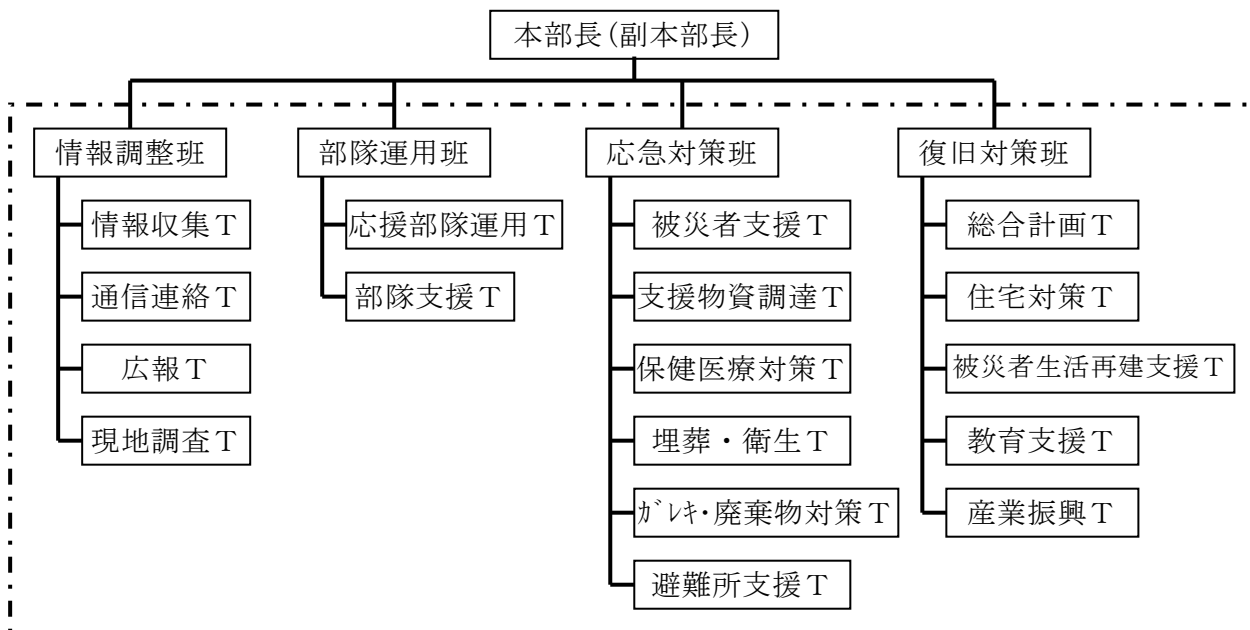
本村の処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図るものとします。



出典：朝日村「災害時・職員初動マニュアル（2017年9月）」p.16より抜粋  
図 2-1-1 災害対策本部組織図

災害の規模、村内の道路状況等により、十分な人員の確保が困難な場合においては、以下の体制にて応急対応を進めることとします。

また、災害廃棄物の処理に関する主な業務の概要を表 2-1-1 に示します。



出典：朝日村「災害時・職員初動マニュアル（2017年9月）」p.17より抜粋  
 図 2-1-2 少数職員での臨時緊急体制図（通常部体制が整わない場合の代替案）

表 2-1-1 災害廃棄物の処理に関する主な業務の概要

業務班	主な業務
総務関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物対策の全体進行管理と調整</li> <li>・人員配置、その他災害対策本部との連絡調整</li> <li>・支援の要請及び受け入れに関する本部との連絡調整</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> </ul>
ごみ収集・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所の被災状況の把握</li> <li>・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集、処理</li> <li>・松本クリーンセンターとの連絡調整</li> </ul>
し尿処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画</li> <li>・し尿収集必要量の推計</li> <li>・し尿処理実行計画の策定</li> <li>・し尿収集・運搬・処理能力の確保、し尿収集業務管理</li> </ul>
し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレや一般家庭等から収集されたし尿の処理</li> <li>・塩尻市衛生センターとの連絡調整</li> </ul>
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の開設準備、周辺環境対策</li> <li>・仮置場の運用計画</li> </ul>
がれき処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき発生量の推計</li> <li>・がれき再利用・再資源化、処理・処分の能力確保</li> <li>・解体撤去、搬出・運搬の方針</li> </ul>
がれき処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの再利用・再資源化</li> <li>・がれきの中間処理・最終処分</li> </ul>
がれき委託処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの民間業者等への委託</li> </ul>

## 2. 基本的な業務内容

災害発生時から復旧・復興までの各段階における災害廃棄物処理の基本的な業

務を以下に示します。

表 2-1-2(1) 災害発生時から復旧・復興までの災害廃棄物処理の基本的な業務

区分	災害応急対応			復旧・復興期
	初動期	応急対応期（前半）	応急対応期（後半）	
自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携			
発生量等	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計（必要に応じて見直し）		
実行計画		実行計画の策定・見直し		
処理方針		処理方針の策定		
処理フロー		処理フローの作成、見直し		
処理スケジュール		処理スケジュールの検討、見直し		
収集運搬	収集業者・収集ルート等の被害状況確認 ↓ 収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携	片付けごみ回収方法の検討 ↓ 住民・ボランティアへの情報提供（分別方法・仮置場の場所等） ↓ 収集運搬の実施		広域処理する際の輸送体制の確立
解体、撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携） ↓ 倒壊の危険のある建物の優先撤去（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部署との連携） ↓ 撤去（必要に応じて解体）が必要とされる倒壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）（設計、積算、現場管理等を含む）			
仮置場	仮置場の候補地の選定 ↓ 受入に関する合意形成 ↓ 仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策	仮置場の必要面積の算定 ↓ 仮置場の過不足の確認、集約	仮置場の集約	仮置場の復旧・返却
二次災害防止のための環境対策、モニタリング、火災対策	仮置場環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては環境保全担当と連携） ↓ 悪臭及び害虫防止対策、飛散・漏水防止策			
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮 ↓ 所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保、PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収			
破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設（一般廃棄物・産業廃棄物を活用した破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分） ↓ 処理可能量の推計 ↓ 広域処理の必要性の検討 → 広域処理の実施 ↓ 仮設処理施設の必要性の検討 → 仮設処理施設の設置・管理・運営 ↓ 仮設処理施設の解体・撤去			腐敗性廃棄物の優先的処理 ↓ 港湾における海底堆積ごみ、漂流、漂着ごみの処理
進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価			
各種相談窓口の設置 住民等への啓発広報	損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい） ↓ 受付、相談情報の管理			住民等への啓発・広報

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）「図1-3-4 災害廃棄物処理」を加工

表 2-1-2(2) 災害発生時から復旧・復興までの災害廃棄物処理の基本的な業務

区分	災害応急対応			復旧・復興期
	初期期	応急対応期（前半）	応急対応期（後半）	
生活ごみ・避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認 稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入 補修体制の整備、必要資機材の確保 補修・再稼働の実施 収集方法の確立・周知・広報 収集状況の確認・支援要請 生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保 収集運搬・処理体制の確保 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定 収集運搬・処理・最終処分 感染性廃棄物への対策			
	仮設トイレ等	仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保 仮設トイレの必要数の把握 仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定 収集状況の確認・支援要請 仮設トイレの設置 し尿の受入施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保) 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理 仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導(衛生的な使用状況の確保)		
し尿				

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）「図1-3-5 生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理」を加工

災害廃棄物処理に関する平時の業務は以下に示すとおりです。

表 2-1-3 災害廃棄物処理に関する平時の業務

	項目
平時の業務	災害廃棄物処理計画の策定と見直し
	災害廃棄物対策に関する支援協定の締結（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づく事前手続き
	人材育成（研修、訓練等）
	一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備
	仮置場候補地の確保

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）

「第1編 総則 第3章 基本的事項（7）廃棄物部局の業務」を加工

## 第 2 節 協力・支援体制

### 1. 災害発生時の連絡方法等

本村は、県や国及び県内市町村と調整し、下記のとおり災害時の連携体制・相互協力体制の整備に努めます。

#### (1) 災害対策本部との連絡体制

災害廃棄物の処理に関して、本村の災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報収集を密にし、最新の情報を把握します。

#### (2) 県との連絡

災害発生後、ただちに長野県と連絡をとり、必要に応じて災害対策本部から収集した情報や災害廃棄物処理の進捗状況などを報告します。

長野県連絡先：

松本地域振興局 環境課 廃棄物対策係

住所 〒390-0852 長野県松本市島立 1020

電話 0263-40-1956

FAX 0263-47-8122

Mail matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

#### (3) 他の市町村等との連絡

総務関連担当は、他の市町村等と連絡をとり、情報交換を行います。

#### (4) 廃棄物処理業者等関係団体との連絡

総務関連担当は、応援協定を締結している関係団体と連絡をとり、情報交換及び対策調整を行います。

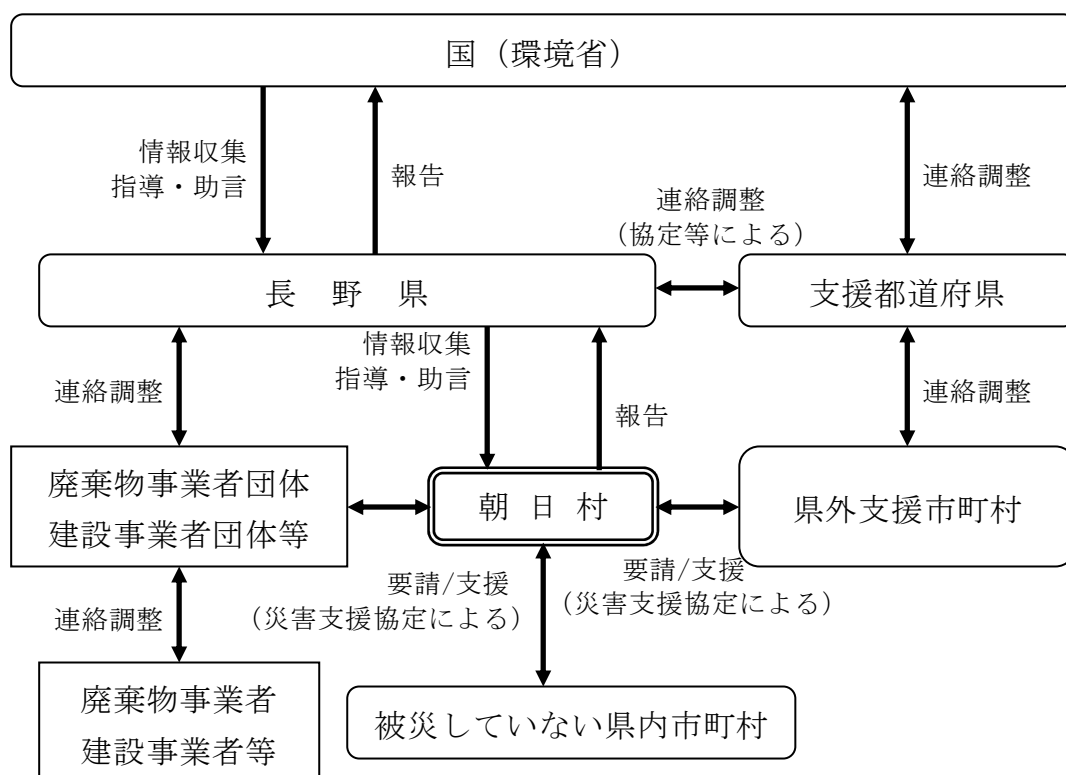


## 2. 支援の要請と受入方法

総務関連担当は、ごみ処理、し尿処理、がれき処理の各担当から報告を受け、支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、必要に応じて他の市町村等に応援を要請します。

また、他の市町村等からの支援の申し出があれば、県に報告するとともに支援要請内容の調整を行い、県及び災害対策本部と調整して回答します。

相互協力体制の例を以下に示します。



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）

「図 2-1-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）」を加工

図 2-2-1 相互協力体制（例）

### (1) 自衛隊、警察、消防との連携

大規模災害発生後、迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携する必要があります。避難路、震災対策緊急輸送路等の通行上支障がある災害廃棄物の撤去等が生じる場合は、災害対策本部へ連絡の上、自衛隊、警察、消防と連携します。

また、必要に応じて、道路上のがれき類撤去の必要性や、有害廃棄物や危険物等の災害廃棄物に対する情報提供を行います。

## (2) 県及び他の市町村等との連携

災害廃棄物の処理では、自区内処理を行うことが基本ですが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び他の市町村等との協力・連携により広域的な処理を進める必要があります。

また、被害が広域にわたり、県内市町村の多くが被災した場合は、県を通じて他県に支援を要請します。

## 第3節 住民等への情報提供

本村は、災害廃棄物の適正な処理のために、県と連携し、危険物・有害物への対応、災害廃棄物の発生量、処理体制、仮置場の場所、不法投棄の防止、相談窓口等についてホームページ、マスメディア、朝日村役場や避難所等への掲示などの方法により住民等への情報提供を行います。また、必要に応じて防災無線や広報車も活用するものとします。

なお、情報提供の内容としては次のものが考えられます。

表 2-3-1 住民への情報提供

情報提供の内容（例）
① 災害廃棄物の収集方法
・戸別収集の有無
・排出場所
・分別方法
・家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等
② 収集時期及び収集期間
③ 住民が持ち込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
④ 仮置場の場所及び設置状況
⑤ ボランティア支援依頼窓口
⑥ 朝日村への問合せ窓口
⑦ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止等

- ・被災市区町村は便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。
- ・発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）

「第2編 災害廃棄物対策 第2章 災害応急対応 2-8 住民等への啓発・広報」を加工

## 第 3 章 災害廃棄物対策

### 第 1 節 平常時の備え（発災前）

本村は発災時に備え、本計画によって災害廃棄物の処理に係る組織体制等をあらかじめ定めるとともに、法令・最新の知見等を踏まえ、随時計画の見直しを行います。

また、発災時に円滑な協力が得られるよう、関係団体と連絡を密にし、これらの団体が有している車両等資機材について把握します。

#### 1. 組織体制等

本村では、災害廃棄物の処理を担当する組織体制・役割分担等を定めます。

また、本村、長野県は災害時にも連携がとれるよう平常時から連絡を取り合うよう努めるものとします。

#### 2. 一般廃棄物処理施設等の耐震化等

本村には一般廃棄物処理施設がないことから、本村の一般廃棄物を搬入している既存施設について、耐震診断等の実施、新設の施設・改良時等、耐震性等に配慮した施設づくりに協力します。

表 3-1-1 一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理施設

種別	名称	所在地	連絡先（電話番号）
ごみ	松本クリーンセンター	松本市大字島内 7576-1	0263-47-2079
し尿	塩尻市衛生センター	塩尻市広丘郷原 7 番地 1	0263-52-0986

出典：「朝日村地域防災計画（平成 27 年 3 月）」p. 224 より抜粋

#### 3. 仮設トイレの必要基数見込みと避難所ごみの処理体制

長野県地震被害想定における避難所及び避難者数を基に算出した本村の仮設トイレの必要基数見込みは p. 10 の「表 1-6-11 し尿収集必要量の推定値」に示した仮設トイレ必要人数より、表 3-1-2 のとおりとなります。

仮設トイレの必要基数見込みは発災から 1 日後が最大となり、1 基当たり約 80 人が利用できるものが 19 基必要です。

表 3-1-2 仮設トイレの必要基数見込み

区 分	単位	発災からの経過期間			
		1 日後	2 日後	1 週間後	1 ヶ月後
仮設トイレ必要設置基数	基	19	8	3	1
仮設トイレ必要人数	人	1,475	594	209	10
仮設トイレ設置目安	人/基	79	79	79	79

※仮設トイレの平均的なタンク容量を 400ℓ/基、1 人 1 日平均排出量を 1.7ℓ/人・日、仮設トイレのし尿収集を 3 日に 1 回と設定しました。

本村は、災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、あらかじめ、仮設トイレ（簡易トイレを含む）、携帯トイレ（使い捨てトイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄に努めます。

避難所に必要なトイレの個数については、避難者の状況や被災地の被害の程度等により必要となる個数が異なるものの、仮設トイレの使用人数は概ね 1 基当たり 30 人程度が望ましいとされていることから、民間団体等との災害協定や広域的な連携体制も含めた災害時の仮設トイレ等供給体制を検討します。

また、高齢者や車いす使用者にとっては、和式便器の使用は困難となることもあるため、避難所の「洋式便器」の個数を十分に確保するとともに、洋式タイプの携帯トイレや簡易トイレを備蓄することも検討します。

また、本村は、あらかじめ、避難所から排出される廃棄物の保管場所・保管方法、分別ルール、収集運搬ルート进行想定します。

#### 4. 災害廃棄物処理の想定

本村は、あらかじめ、地域防災計画で想定される災害規模に応じた災害廃棄物の発生量及び処理可能量を推計し、想定した災害廃棄物の処理に必要な人員等を勘案し、処理スケジュール、処理フロー、収集運搬方法・ルート、仮置場の候補地の想定等を行います。

#### 5. 仮置場候補地の選定

##### (1) 仮置場の選定方法

仮置場に求められる機能、必要面積を可能な限り満足するとともに、以下の要件も考慮する必要があります。

- 被害が甚大な地域またはその近隣地域への配置
- 搬入・搬出及び運搬ルートの確保の容易性

- 貯留可能期間、使用可能期間の容易性
- 運搬及び作業に伴う騒音等に対する生活環境・周辺環境の保全
- 二次災害の防止（ガス漏れ、陥没、河川の氾濫の恐れが無い等）
- 災害時の他用途との整合（緊急輸送、支援受入拠点、避難場所などとの競合等）。

## **(2) 仮置場の設置**

本村では、災害発生時において住民が震災廃棄物を直接搬入する場所及び本村が指定する方法により排出された災害廃棄物を一時的に貯留する場所として仮置場を設置することを検討します。

なお、仮置場では、必要に応じて分別等の作業を同時に行うものとし、指定場所面積が不足する場合等については、分別品目によって搬入制限等を行うなど、状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

## **(3) 仮置場の運営**

地域の被災状況を考慮し、速やかに仮置場を確保するとともに、災害廃棄物の受入、搬入物の監視・指導、保管、管理等を行うために職員等を配置します。

また、搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬等を行うため、必要な機器・機材を配置を検討します。

## **(4) 災害廃棄物の処理に必要な機器・機材**

倒壊した建物等の解体撤去、分別、破砕、運搬等を迅速に実施するため、以下のような機器・機材が必要になると考えられます。

しかし、本村でこれらの機器・機材を常時保有することは困難であるため、県・近隣市町村・自衛隊などの支援及び建設会社、レンタル会社などと協定を結び、オペレータも含めて確保することを検討します。

表 3-1-3 災害廃棄物の処理に必要な機器・機材の例

種 別	機器・機材	備 考
解体・撤去	○油圧ショベル ○ブルドーザー ○クレーン	油圧ショベルは、状況に応じて圧破碎、ブレイカー、カッター、フォーク、破碎機等のアタッチメントも必要となる
破碎・選別	○破碎機、クラッシャー ○選別機	木くず、可燃物、コンクリートがら、金属くず、不燃物、混合物等に選別する
運 搬	○ダンプ ○ユニック車 ○軽トラック ○フォークリフト	道路事情、運搬効率などを考慮し、各種積載量を確保する また、重機の運搬車も必要となる
そ の 他	○投光器 ○散水車 ○バキューム車 ○簡易トイレ	夜間作業の安全性・効率性確保や輸送路、収集・運搬路の障害物撤去、周辺環境保全（砂塵対策等） し尿の収集・運搬

また、災害発生時において、本村及び近隣市町村管内のリース業者や民間業者が所有する機器・機材を活用して各種応急復旧活動が円滑に実施できるように、必要な協定を結ぶことについても検討します。

#### (5) 仮置場への搬入

仮置場へ災害廃棄物を受け入れる際の優先順位は以下のとおりとします。

また、可能な限り夜間は避け、昼間に受け入れを行います。ただし、交通渋滞の緩和、周辺環境の状況を考慮し、早朝や夜間等の受け入れについても柔軟に対応するものとします。

- ①避難路、震災対策緊急輸送路の障害物を優先的に受け入れます。
- ②危険性、公益性等の観点から災害対策本部、県、関係機関等の要請に応じて受け入れます。
- ③仮置場の保管能力、保管物の処理・処分の進捗状況に応じ、順次受け入れを行います。

## 6. 有害廃棄物等の対応

有害廃棄物が漏えい等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなります。そのため、本村は関係機関と連携し、有害物質を取り扱う事業所等に対して、厳正な保管等について協力を求めます。

## **7. 職員への教育等**

本村では、災害時に本計画が有効に活用されるよう、記載内容について関係職員に周知するとともに、毎年実施している地震総合防災訓練等において、業務を行う職員への教育を継続的に実施します。

また、関係職員は、積極的に防災に関わる研修会・講習会・訓練等に参加し、資質の維持・向上に努めます。

## **8. 周辺市町村との協力体制の確保**

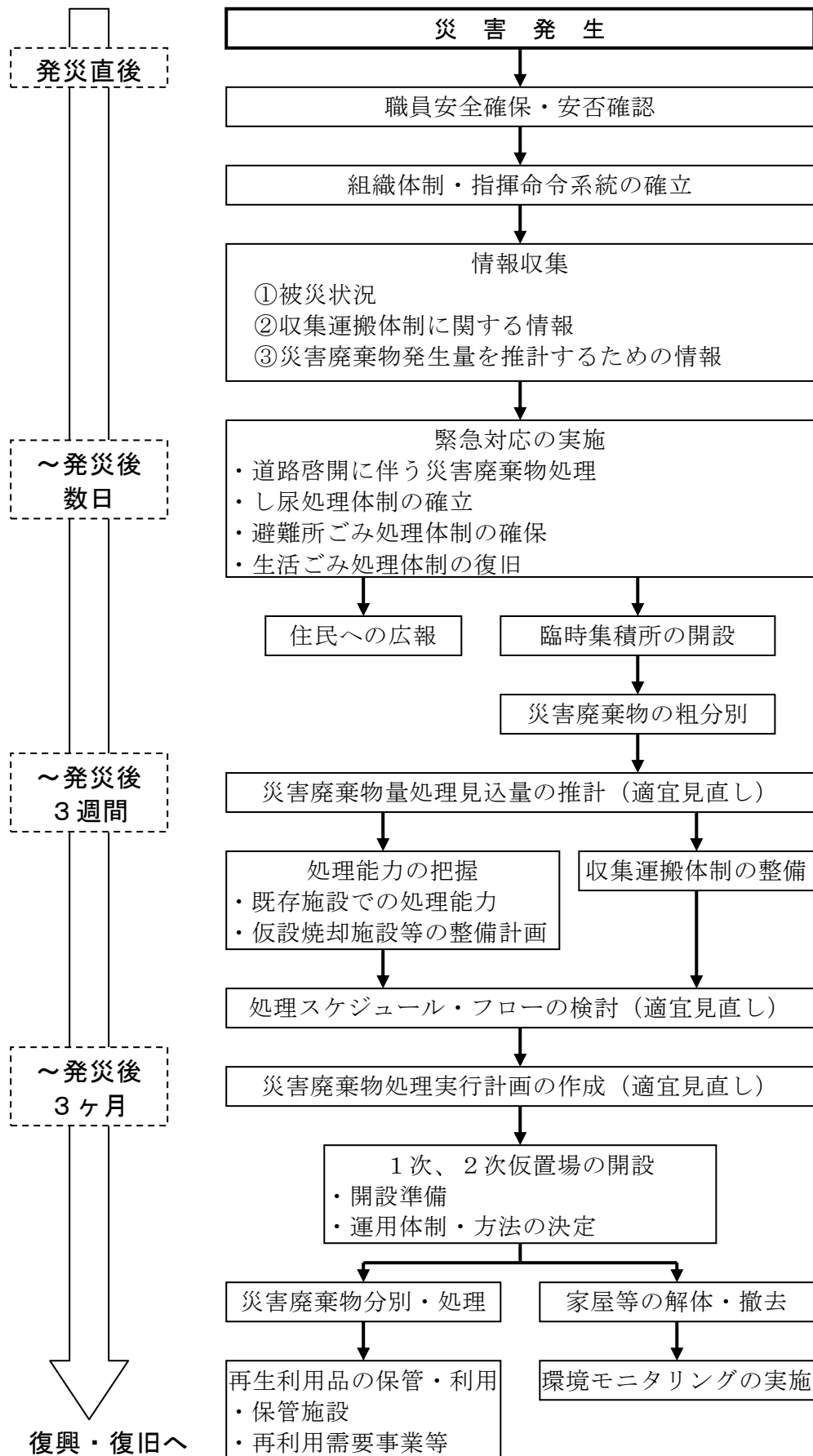
本村は、周辺市町村との災害時協力体制の構築に向けた情報交換を密に行うとともに、災害時相互支援体制を強化します。

## **第2節 災害廃棄物処理（発災後）**

### **1. 発災後の処理の流れ**

発災後における災害廃棄物の処理の流れ及びおおよそのタイムスケジュールを次に示します。

なお、被災の状況に応じて複数の業務を同時に進めることもあります。



出典：「長野県災害廃棄物処理計画＜第1版＞（平成28年3月）」p.18「発災後の処理の流れ」を加工

図3-2-1 おおよそのタイムスケジュールと発災後の処理の流れ（土砂災害除く）



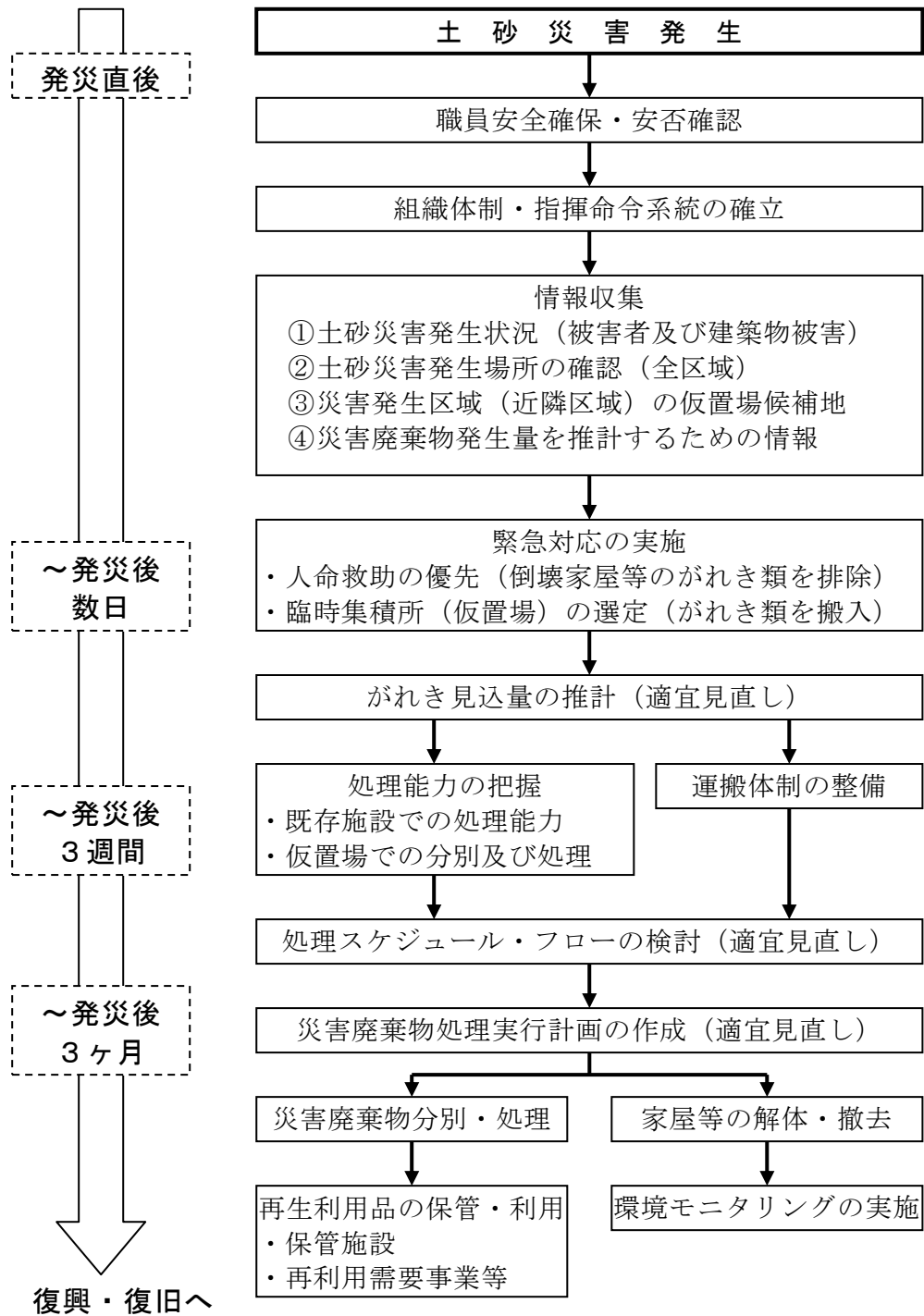


図 3-2-2 おおよそのタイムスケジュールと発災後の処理の流れ（土砂災害）

## 2. 災害応急対応

### (1) 組織体制等

本村は、職員の安全確保・安否確認の上、平常時に想定した組織体制・役割分担をもとに、責任者を決め、指揮命令系統を確立します。

### (2) 情報収集

本村は、人命救助を優先しつつ、被災状況、収集運搬体制に関する情報、災害廃棄物発生量を推計するための情報等について優先順位をつけて収集・把握し、長野県等の外部組織との連絡手段を確保するとともに、連絡窓口を決定します。

表 3-2-1 情報収集で把握する情報

区分	把握する情報
①被災状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ライフラインの被害状況</li><li>・避難箇所数と避難人員の数及び仮設トイレの必要数</li><li>・自区内の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況</li><li>・自区内の産業廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場等）の被害状況</li><li>・有害廃棄物の状況</li></ul>
②収集運搬体制に関する情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路情報</li><li>・収集運搬車両の状況</li></ul>
③災害廃棄物発生量を推計するための情報（現状を視察のうえ確認する）	<ul style="list-style-type: none"><li>・全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数</li><li>・水害発生時は水害の浸水範囲（床上、床下戸数）</li></ul>

- ・被災市区町村は、被災都道府県等の外部組織との連絡手段を確保するとともに連絡窓口を決定する。また所管施設、被災現場で情報収集する職員等との連絡手段を確保する。（連絡手段の例：移動型防災無線、衛星電話等）
- ・被災市区町村の災害廃棄物処理関係職員、関係行政機関、民間事業者団体が、定期的に一堂に会して対応することにより情報収集・連絡が効果的に行え、情報の一元化が図れる。

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月）

「第 2 編 災害廃棄物対策 第 2 章 災害応急対応 2-3 情報収集・連絡」を加工

### (3) 緊急対応の実施

#### (a) 一般廃棄物処理施設等

本村は、一般廃棄物処理施設及び運搬ルート of 被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行います。

(b) 道路啓開（※）に伴う災害廃棄物処理

本村は、道路啓開作業に当たっては、人命救助・迅速性を最優先としますが、啓開現場において可能な範囲で粗分別（可燃・不燃・家電等、3～4種類の分別）を行います。

※道路啓開とは、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業により、原則として上下各一車線を確保し、緊急輸送機能の回復を図ることを言います。

（長野県 地震災害における緊急道路障害物除去（啓開）作業マニュアル参照）

(c) し尿処理体制の確立

本村は、避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレを確保・設置し、設置後は、トイレの管理及びし尿の収集運搬・処分を行います。

なお、仮設トイレの設置にあたっては、以下の事項を勘案して行います。

- ・避難箇所数と避難者数
- ・仮設トイレの種類別の必要数
- ・応援者、被災者搜索場所、トイレを使用できない被災住民等を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- ・用意した仮設トイレの一時保管場所の確保

また、仮設トイレの必要基数の推計式（例）は以下に示すとおりです。

仮設トイレ必要設置数＝仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画

仮設トイレの平均的容量：例 400ℓ

し尿の1人1日平均排出量：例 1.7ℓ／人・日

収集計画：3日に1回の収集

（推計方法：環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2）

(d) 避難所ごみ・生活ごみ処理体制

本村は、避難所から生じる避難所ごみの計画的な処理を行います。

避難所等の生活ごみは、発災3～4日後には、収集運搬・処分を開始することを目標とします。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行います。断水が続いている場合には、弁当ガラ等の食品容器やペットボトル等の飲料容器が大量に発生することに留意します。

廃棄物の腐敗に伴うハエ等の害虫の発生や、生活環境及び公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生・蔓延が懸念されることから、避難所の管理運営担当と連携し、必要に応じ、殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布を行います。

(4) 災害廃棄物の処理見込量等の推計

本村は、発災後における災害廃棄物処理実行計画の作成、処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量、処理見込量、処理可能量の推計を行います。

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計します。

(a) 災害廃棄物

建物の倒壊や火災等に伴い発生する災害廃棄物発生見込量は、以下の推計方法によって算出します。

災害廃棄物発生量 (t)

=被害区分毎の棟数 (棟) ×被害区分毎の発生原単位 (t/棟)

※被害区分及び発生原単位 (南海トラフ巨大地震の推計値を採用)

・全壊 : 117 t/棟

・半壊 (大規模半壊含む) : 23 t/棟

・木造火災 : 78 t/棟 (全壊 : 117 t/棟に対し約 34%減と設定)

・非木造火災 : 98 t/棟 (全壊 : 117 t/棟に対し約 16%減と設定)

(推計方法 : 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1)

(b) し尿

避難所及び上下水道の機能支障に伴い発生するし尿発生見込量は、以下の推計方法によって算出します。

し尿収集必要量 (kℓ/日)

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1日1人平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口)  
× ③1日1人平均排出量

① 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数 = {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)} × 上水道支障率 × 1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定

② 非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

汲取人口：計画収集人口

③ 1人1日平均排出量 = 1.7ℓ/人・日

(推計方法：環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2)

(c) 避難所ごみ

本村が開設する避難所及び避難所外から発生する避難所ごみ発生見込量は、以下の推計方法によって算出します。

避難所ごみ発生量 (g/日)

= 発生原単位 (g/人・日) × 避難者数 (人)

(推計方法：環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2)

(d) 水害により発生する廃棄物

浸水被害により使用できなくなる電化製品、建具、畳等の水害廃棄物の発生量は、以下により推計します。

なお、風水害による災害廃棄物発生見込量については、地震災害のような個別災害の想定がないため、床上浸水棟数及び床下浸水棟数等の被災情報を基に推計を行い、処理を進める中で適宜推計の見直しを行うものとします。

廃棄物発生量 (t)

$$= \{4.6 (t/棟) \times \text{床上浸水棟数}\} + \{0.62 (t/棟) \times \text{床下浸水棟数}\}$$

(推計方法：環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1)

(5) 収集運搬体制の整備

本村は、平常時に検討した内容を基に、収集運搬方法、収集運搬ルート、必要な資機材の確保等、収集運搬体制を整備します。

本村は、住民に対して被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知します。

また、本村は、道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬方法及びルートを決定します。なお、廃棄物（ごみ・し尿等）の収集運搬を行う車両が、交通規制区域を通行する必要がある場合は、「緊急通行車両」として登録を行います。

災害廃棄物の収集運搬にあたっては、釘やガラス等が混入している場合があることから、本村は、作業員の安全確保のために、防具を装着させるなどの措置を講じます。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合しないように収集運搬を行います。

## (6) 処理スケジュール・処理フローの作成

本村は、平常時に検討した処理スケジュールを基に、職員の被災状況、災害廃棄物の発生量、処理可能量等を踏まえた処理スケジュールを作成します。

処理スケジュールの作成にあたっては、以下の緊急性の高いものを優先します。

- ・ 道路障害物の撤去
- ・ 仮設トイレ等のし尿処理
- ・ 有害廃棄物・危険物の回収
- ・ 倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去
- ・ 腐敗性廃棄物の処理

本村は、平常時に検討した処理フローを基に、処理方針、発生量、処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フローを作成します。



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」技術資料 1-11-3)

図 3-2-2 処理フロー図の例

## (7) 災害廃棄物処理実行計画の作成

本村は、発災前に作成した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、災害廃棄物処理実行計画を作成します。

災害廃棄物処理実行計画は、災害廃棄物処理の進捗に合わせ、新たな課題等を勘案し、随時見直しを行います。

## (8) 仮置場の確保と配置計画

本村は、平常時に想定していた候補地について、自衛隊の野営地、仮設住宅等への利用も想定されることから、関係部局と調整を行い、被害状況を反映した発生量を基に必要な面積の仮置場を設置します。

仮置場は、廃棄物の選別・保管等を行う仮置場と、災害廃棄物の破砕・選別、焼却処理等を行う用地に分けて設置することが考えられます。

風が強い場所に仮置場を設置する場合は、災害廃棄物が飛散しないように、散水の実施、ネット囲いの設置、フレキシブルコンテナバッグへの保管などの対応を検討します。

汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施、鉄板・シートの設置、排水溝等の設置を検討し、汚水による土壌汚染等の防止措置を講じます。



表 3-2-2 仮置場等の種類

名称		設置目的	備考
仮置場	臨時集積所	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物を一時的に集積する。</li> <li>住民が自ら搬入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後、数日以内に設置</li> <li>被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> </ul>
	1次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集積所等に散在する災害廃棄物を集め、中間処理前に粗選別・保管しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後数週間以内に設置</li> <li>大型ダンプがアクセスできる道路が必要</li> <li>余震等による二次災害のおそれや、地域の基幹産業・環境への影響が小さい地域への設置が望ましい。</li> <li>災害廃棄物の処理が完了するまで使われるため、長期にわたって使用できる平坦な場所が望ましい。</li> <li>仮囲いや警備員の配置により、火災、有価物盗難、不法投棄等の防止に努める。</li> </ul>
	2次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次仮置場での分別が不十分な場合に必要に応じて設置する。</li> </ul>	
破砕作業用地、焼却施設用地		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設破砕機・焼却炉等の設置及び処理作業を行うための用地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2次) 仮置場について、十分な用地が確保できる場合は、仮置場に隣接して設置することが望ましい。</li> <li>中間処理後の復興資材を利用先に搬出するまでの一時保管も行う。</li> </ul>

※仮置場等の機能は、災害廃棄物発生量及び用地確保状況等に応じて使い分ける。

出典：「長野県災害廃棄物処理計画<第1版>(平成28年3月)」p.27「仮置場等の種類」から抜粋

仮置場の必要面積については、以下の災害廃棄物仮置場必要面積見込<sup>†7</sup>により算出します。

なお、水害発生時の1次仮置場必要面積については、災害廃棄物対策指針技術資料によると、被害家屋1棟あたり5.8m<sup>2</sup>と見込まれています。(災害廃棄物対策指針技術資料2-11-2)

†7:モデル事業 5.3.4 仮置場必要面積の推計「2-5-127 (1)仮置場必要面積の推計方法」参照

【仮置場必要面積の計算方法】（仙台市の例）

- ・ 面積＝保管対象物発生量(m<sup>3</sup>)÷積上げ高さ[A]÷保管面積の割合[B]  
 [A]積上げ高さ：上限 5.0m程度(可燃物は上限 3.0m程度)  
 [B]保管面積の割合：60%  
 （敷地全体に占める作業部分、動線部分等を除いた割合）
- ※ 場内道路（鉄板敷の場合幅 4.0m程度）及び仮設処理施設（仮設焼却炉の場合 5,000～10,000 m<sup>2</sup>）についても考慮すること
- ・ 必要な面積の推計  
 災害がれき等は継続して発生し、また順次処理していくため、必要面積の全てを一度に確保する必要はなく、必要面積の 50%を目途に確保する。

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」技術資料 1-14-4)

(a) 仮置場必要面積の推定（土砂災害を含む災害廃棄物）

災害廃棄物発生見込量：1,524 トン（p. 6 表 1-6-4 参照）

災害廃棄物（可燃物）：種類別割合の「可燃物」＋「柱角材」

災害廃棄物（不燃物）：種類別割合の「不燃物」＋「コンクリートがら」＋「金属」

保管対象物発生量：1,547.1m<sup>3</sup>（p. 37 表 3-2-6 参照）

仮置場必要面積：約 660m<sup>2</sup>（p. 37 表 3-2-6 参照）

表 3-2-3 災害廃棄物の種類別見掛け比重（設定値<sup>†8</sup>）

（単位：t/m<sup>3</sup>）

可燃物		不燃物		
可燃物	柱角材	不燃物	コンクリートがら	金属
0.55	0.55	1.00	1.48	1.13

出典：環境省「環境省「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」（平成 18 年 12 月）より「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」を基に設定

†8:モデル事業 5.3.4 仮置場必要面積の推計「2-5-127 表 2-5-123 災害廃棄物の種類別の見かけ比重」参照

表 3-2-4 災害廃棄物の種類別割合の設定値

項目	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	火災	
			木造	非木造
可燃物	18.0%	8.0%	0.1%	0.1%
不燃物	18.0%	28.0%	65.0%	20.0%
コンクリートがら	52.0%	58.0%	31.0%	76.0%
金属	6.6%	3.0%	4.0%	4.0%
柱角材	5.4%	3.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.1%	100.1%

※南海トラフ巨大地震は東日本大震災の実績（宮城県+岩手県）より設定

首都圏直下地震及び火災は既往文献の発生源単位等より設定

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」技術資料 1-11-1-1)

表 3-2-5 境峠・神谷断層帯（主部）地震における種類別災害廃棄物発生見込量  
（単位：トン）

項目	種類別割合 （%）	境峠・神谷断層帯 （主部）の地震	火災		合計
			木造	非木造	
可燃物	18.0%	274.3	0.0	0.0	274.3
不燃物	18.0%	274.3	0.0	0.0	274.3
コンクリートがら	52.0%	792.5	0.0	0.0	792.5
金属	6.6%	100.6	0.0	0.0	100.6
柱角材	5.4%	82.3	0.0	0.0	82.3
合計	100.0%	1,524.0	0.0	0.0	1,524.0

※種類別割合は南海トラフ巨大地震型としました。

表 3-2-6 境峠・神谷断層帯（主部）地震における仮置場必要面積

災害廃棄物 区分	可燃物		不燃物			合計
	可燃物	柱角材	不燃物	コンクリートがら	金属	
災害廃棄物 発生見込量 （t）	274.3	82.3	274.3	792.5	100.6	1,524.0
	356.6		1,167.4			
保管対象物 発生量 （m <sup>3</sup> ）	498.7	149.6	274.3	535.5	89.0	1,547.1
	648.3		898.8			
仮置場 必要面積 （m <sup>2</sup> ）	嵩上げ高さ 最大3.0m		嵩上げ高さ 最大5.0m			659.8
	360.2		299.6			

(b) 仮置場必要面積の推定（土砂災害のみ）

災害廃棄物（土砂災害）発生見込量：558 トン（p.8 表 1-6-6 参照）

災害廃棄物（可燃物）：種類別割合の「可燃物」＋「柱角材」

災害廃棄物（不燃物）：種類別割合の「不燃物」＋「コンクリートがら」＋「金属」

保管対象物発生量：566.4m<sup>3</sup>（表 3-2-8 参照）

仮置場必要面積：約 241.5m<sup>2</sup>（表 3-2-8 参照）

表 3-2-7 土砂災害の種類別災害廃棄物発生見込量（境峠・神谷断層帯（主部））  
（単位：トン）

項目	種類別割合 (%)	境峠・神谷断層帯 (主部) の土砂災害
可燃物	18.0%	100.4
不燃物	18.0%	100.4
コンクリートがら	52.0%	290.2
金属	6.6%	36.9
柱角材	5.4%	30.1
合計	100.0%	558.0

表 3-2-8 境峠・神谷断層帯（主部）地震の土砂災害において必要な仮置場面積

災害廃棄物区分	可燃物		不燃物			合計
	可燃物	柱角材	不燃物	コンクリートがら	金属	
災害廃棄物発生見込量 (t)	100.40	30.10	100.40	290.20	36.90	558.00
	130.50		427.50			
保管対象物発生量 (m <sup>3</sup> )	182.55	54.73	100.40	196.08	32.65	566.41
	237.28		329.13			
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )	嵩上げ高さ 最大3.0m		嵩上げ高さ 最大5.0m			241.50
	131.80		109.70			

本村が指定する「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」ごとの災害廃棄物量発生推定量は表 3-2-9 に示すとおりです。

表 3-2-9 警戒区域ごとの災害廃棄物量発生推定量（土砂災害）

区名	地区名	世帯数 (世帯)	特別 警戒区域 (棟)	警戒区域 (棟)	災害廃棄物量 発生推定量 (t)	仮置場必要面積		
						可燃物 (m <sup>2</sup> )	不燃物 (m <sup>2</sup> )	合計 (m <sup>2</sup> )
古見	下古見（上）	42	5	21	25.18	5.95	4.95	10.90
	芦之久保	28	6	17	27.83	6.58	5.47	12.05
	沢上	25	5	150	62.69	14.82	12.32	27.14
	沢下	31						
	南上	24						
	南下	34						
入二	御道開渡	15	12	30	54.50	12.88	10.72	23.60
	御馬越	32	11	65	60.86	14.38	11.97	26.35
針尾	大石原	23	-	1	0.29	0.07	0.06	0.13
	北村	47	8	65	49.42	11.68	9.71	21.39
	中村	39	11	35	52.14	12.33	10.25	22.58
	一之沢	35	-	58	16.86	3.98	3.31	7.29
	中通	28	-	44	12.79	3.02	2.51	5.53
	下組	29	-	40	11.63	2.75	2.29	5.04
小野沢	本郷	57	5	43	31.58	7.47	6.21	13.68
	新田上	42	10	32	47.46	11.21	9.33	20.54
	新田下	43	9	25	41.61	9.84	8.18	18.02
西洗馬	上組	52	2	36	18.10	4.28	3.56	7.84
	三ヶ組	67	8	50	45.06	10.65	8.86	19.51
合 計		693	92	712	558.00	131.89	109.70	241.59

※<sub>1</sub>：災害時には、少数の区域に被害（災害廃棄物）が偏ることがあります。

※<sub>2</sub>：仮置場の嵩上げ高さは、可燃物が最大3.0m以下、不燃物が最大5.0m以下としています。

※<sub>3</sub>：四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(c) ごみ処理施設（松本クリーンセンター）が停止した場合の一般廃棄物量

処理施設停止期間：4ヶ月（最大）

停止期間中の一般廃棄物発生見込量：360.2トン（p.8 表 1-6-8 参照）

災害廃棄物（可燃物）の見かけ比重：0.55 t/m<sup>3</sup>（p.36 表 3-2-3 参照）

災害廃棄物（不燃物）の見かけ比重：1.00 t/m<sup>3</sup>（p.36 表 3-2-3 参照）

保管対象物発生量（災害時ごみ容量）：574.9m<sup>3</sup>（表 3-2-10 参照）

表 3-2-10 災害廃棄物の種類別割合の設定値

項 目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
災害時ごみ容量※	m <sup>3</sup>	613.4	596.7	565.2	559.4	539.9	574.9
可燃ごみ	m <sup>3</sup>	490.4	494.0	476.9	466.7	456.9	477.0
可燃ごみ以外	m <sup>3</sup>	123.0	102.7	88.3	92.7	83.0	97.9

※災害等により、ごみ処理施設が最大約4ヶ月停止した場合に仮置場に貯留または他自治体で処理を行うごみの体積

(d) 災害廃棄物ごとの仮置場必要面積（まとめ）

表 3-2-11 災害廃棄物ごとの仮置場必要面積

項 目		単位	可燃系ごみ	不燃系ごみ	合計
ごみ 量	災害廃棄物（土砂災害以外）	t	226.1	739.9	966.0
	災害廃棄物（土砂災害）	t	130.5	427.5	558.0
	災害時ごみ（一般廃棄物）	t	262.3	97.9	360.2
	計	t	618.9	1,265.3	1,884.2
ごみ 容量	災害廃棄物（土砂災害以外）	m <sup>3</sup>	411.0	569.7	980.7
	災害廃棄物（土砂災害）	m <sup>3</sup>	237.3	329.1	566.4
	災害時ごみ（一般廃棄物）	m <sup>3</sup>	477.0	97.9	574.9
	計	m <sup>3</sup>	1,125.3	996.7	2,122.0
必要 面積	災害廃棄物（土砂災害以外）	m <sup>2</sup>	228.3	189.9	418.2
	災害廃棄物（土砂災害）	m <sup>2</sup>	131.8	109.7	241.5
	災害時ごみ（一般廃棄物）	m <sup>2</sup>	265.0	32.6	297.6
	計	m <sup>2</sup>	625.1	332.2	957.3

※<sub>1</sub>: 「災害時ごみ」は処理施設が最大約4ヶ月停止した場合に一時貯留する一般廃棄物です。

※<sub>2</sub>: 仮置場の嵩上げ高さは、可燃物が最大3.0m以下、不燃物が最大5.0m以下としています。

(e) 仮置場確保面積の推定

災害廃棄物等は継続して発生しますが、順次処理を行っていくため、一度に仮置場必要面積の全てを確保する必要はありません。

解体・撤去にかかる期間を1年間とし、その処理期間を2年程度とした場合、仮置場必要面積の50%があれば全て処理できるものと考えられます。

よって、仮置場必要面積（約960m<sup>2</sup>）のうち、約480m<sup>2</sup>が確保できれば良いものと考えられます。

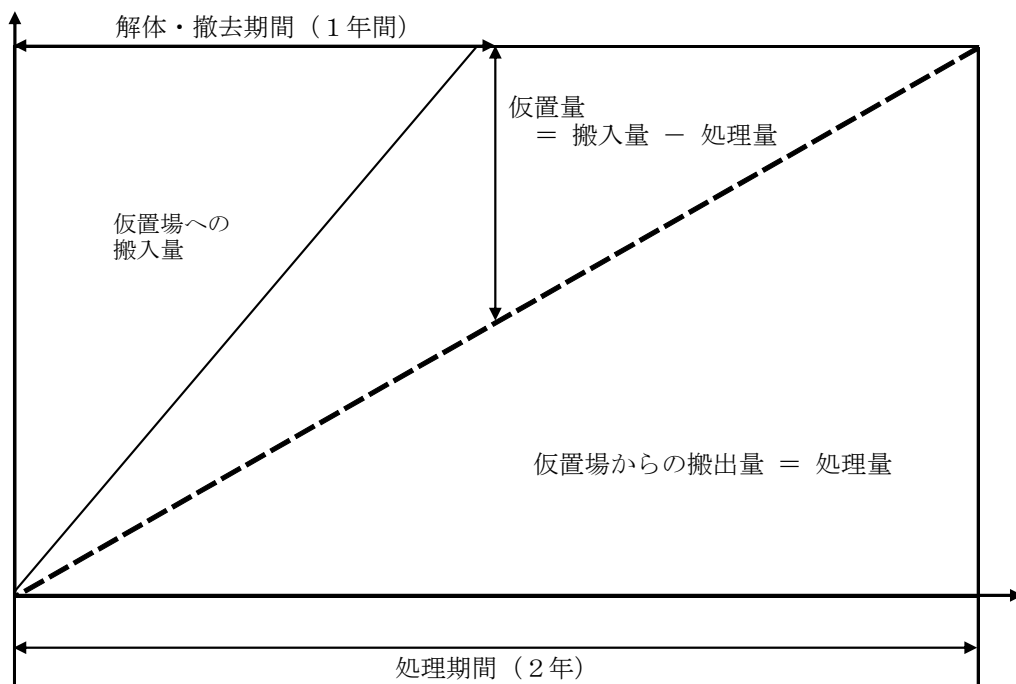


図 3-2-3 仮置場への搬入量と搬出量の関係

(f) 仮置場の配置計画

仮置場では、適正処理及び資源化方法や搬入動線等を考慮し、分別して搬入された廃棄物の種類ごとに区分して保管するものとします。なお、災害時には、図 3-2-4～3-2-5 に示した配置例などを参考とし、状況に応じた配置とします。

また、処理体制の確保が可能な場合には、仮置場において重機等による解体・分別を行い、災害廃棄物のさらなる減容化・資源化を推進します。

仮置場周辺の環境に与える影響を低減するため、腐敗性廃棄物を優先的に処理するものとしますが、雨などで腐敗が進行することを防ぐため、なるべく雨水の影響の少ない場所を仮置場に指定することや、屋根付きの仮置場を設置することも考慮します。

ただし、遮水シート等により腐敗性廃棄物等を覆った場合、被覆によって表面からの放熱が抑制、蓄熱が促進され、蓄熱火災（余熱発火）が生じる可能性があることから、飛散防止等のためのシート被覆は極力避けることが望ましい（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報補遺）」より）とされていることに気をつける必要があります。

早急に処理することができない災害廃棄物については、民間の最終処分場等へ搬入することも検討します。

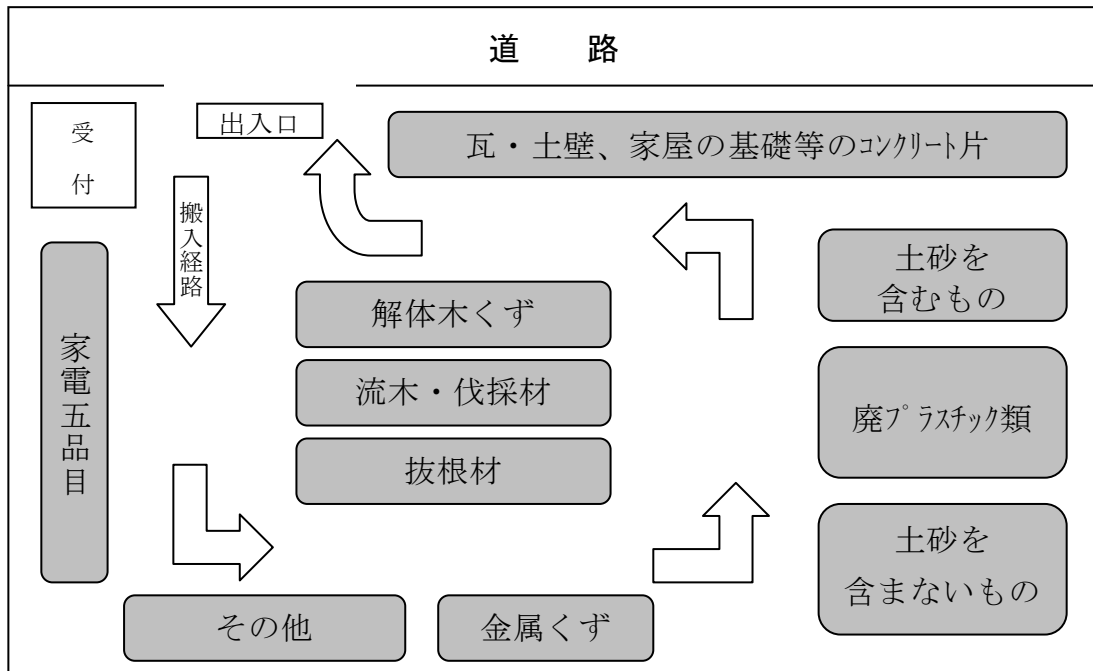


図 3-2-4 仮置場の配置例①（各配置に作業スペースが含まれる）

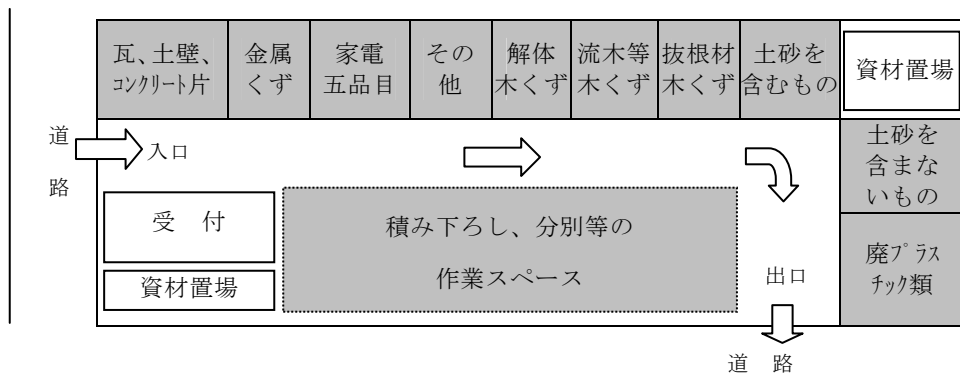


図 3-2-5 仮置場の配置例②（仮置場が狭い場合の配置例）

(g) 震災対策緊急輸送路の障害物等

長野県では、災害時において緊急輸送を円滑に実施するため、震災対策緊急輸送路を指定しており、震災発生時にはこの緊急輸送路を使った迅速な防災対応を図ります。

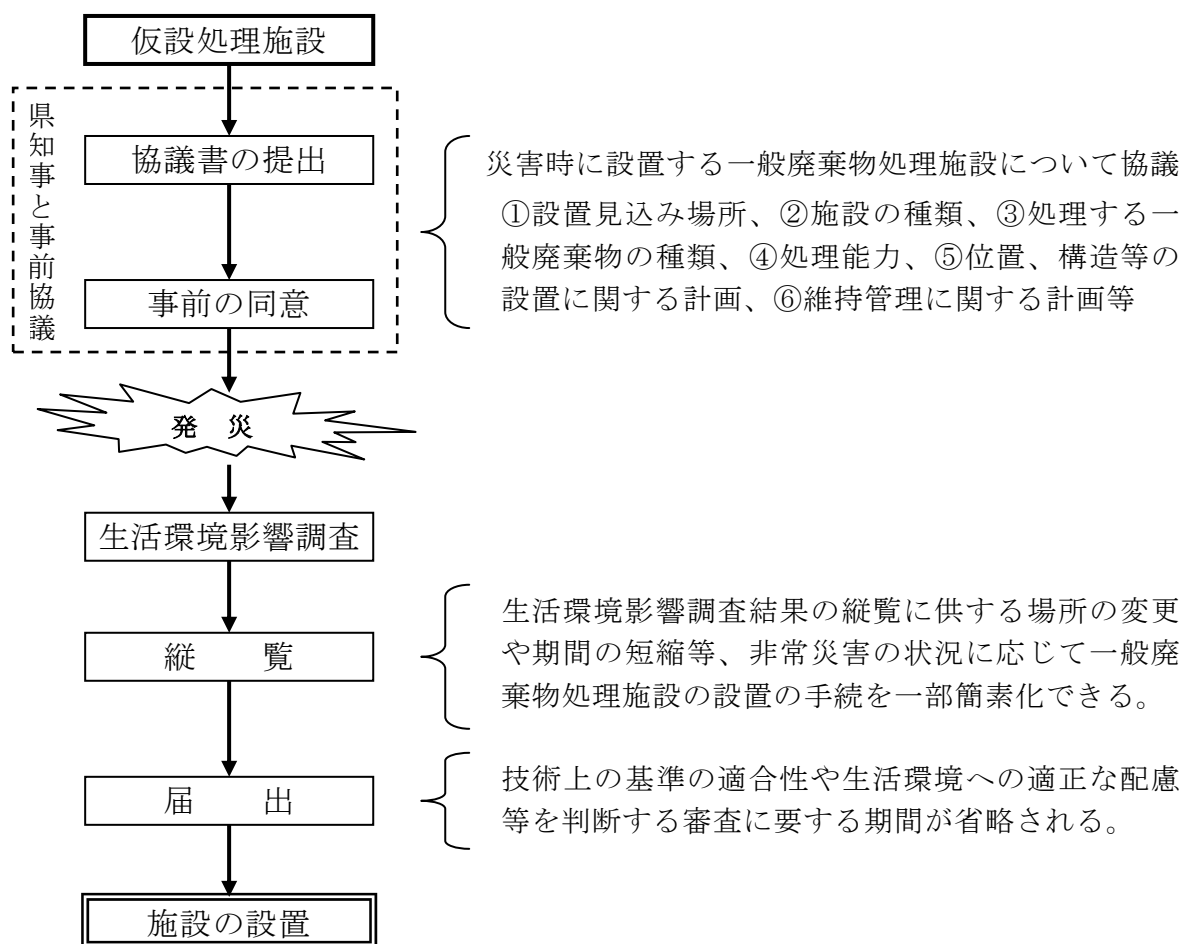
そのため、この震災対策緊急輸送路の障害となっているがれき等の撤去を優先的に実施し、対象障害物等については速やかに仮置場に一時保管するものとしします。



## (9) 仮設処理施設等の検討

仮設処理施設は、災害廃棄物をできるだけ迅速に処理することが必須条件となることから、建設工期をできるだけ短縮することを第一に考慮する必要があります。

このため、東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓として、国（環境省）は災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るための特例措置を設けており、発災前に知事と協議することによって、災害廃棄物を処理するための一般廃棄物処理施設（仮設焼却炉等）の設置までの手続きにかかる期間を短縮することができます。



出典：環境省「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（平成27年8月6日）」

図 3-2-6 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

表 3-2-12 災害時における廃棄物処理法関係の主な特例規定の例

廃棄物処理法関係	災害時における特例規定
市町村による一般廃棄物処理施設の設置の届出（第 9 条の 3 の 2）	あらかじめ都道府県知事から同意を得ていた場合、発災時に最大 30 日間の法定期間を待たずに一般廃棄物処理施設を設置可能。
市町村から処分の委託を受けたものによる一般廃棄物処理施設の設置の届出（第 9 条の 3 の 3）	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、都道府県知事への届出で一般廃棄物処理施設を設置可能。
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出（第 15 条の 2 の 5 第 2 項）	非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能。
収集、運搬、処分等の再委託（施行令第 4 条第 3 号、施行規則第 2 条第 1 号及び第 2 条の 3 第 1 号）	非常災害時には、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することが可能。

※（ ）内は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令、施行規則等を示す。

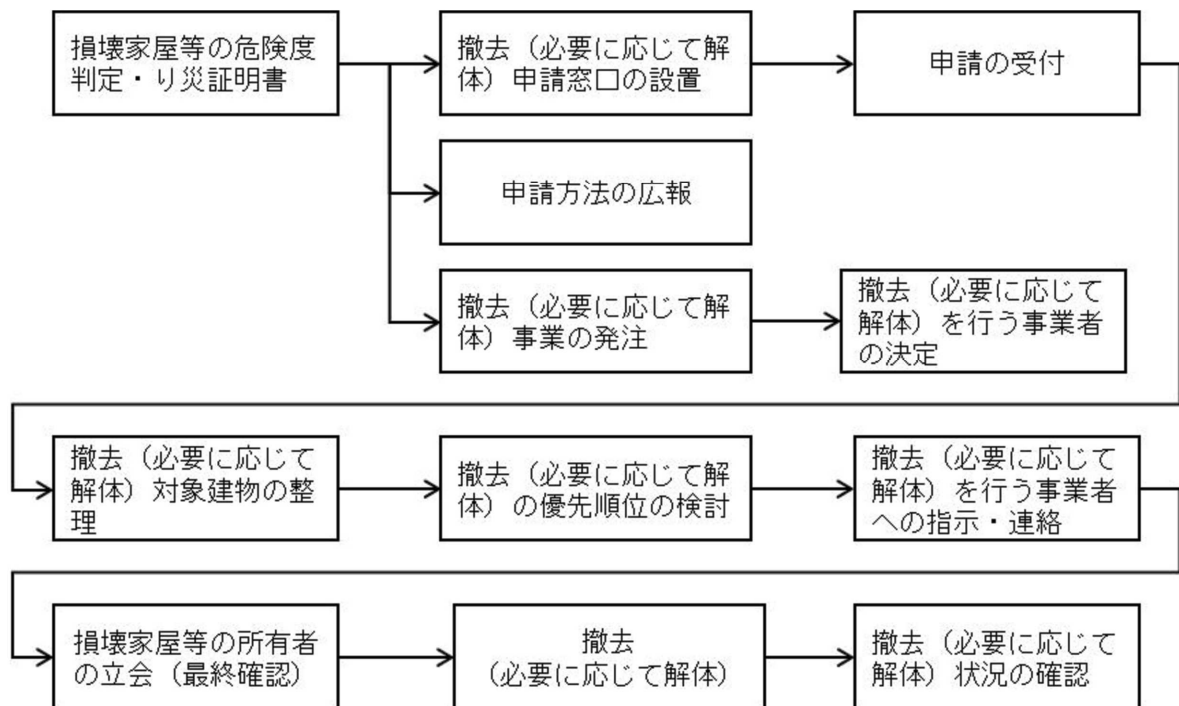
出典：環境省ホームページ「環境省所管法令等における主な災害時の特例規定の例」を加工  
[https://www.env.go.jp/kumamoto\\_jishin/menseki/tokurei\\_kitei.html](https://www.env.go.jp/kumamoto_jishin/menseki/tokurei_kitei.html)

## (10) 倒壊した建物の解体・撤去

本村は、石綿含有建材の使用状況を確認し、他の廃棄物への混入を防ぐため、その情報を関係者へ周知します。

本村は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を、分別を考慮しながら優先的に解体・撤去します。

なお、被災車両については、所有権があることから、事前に撤去予定などを公示してから撤去を行います。



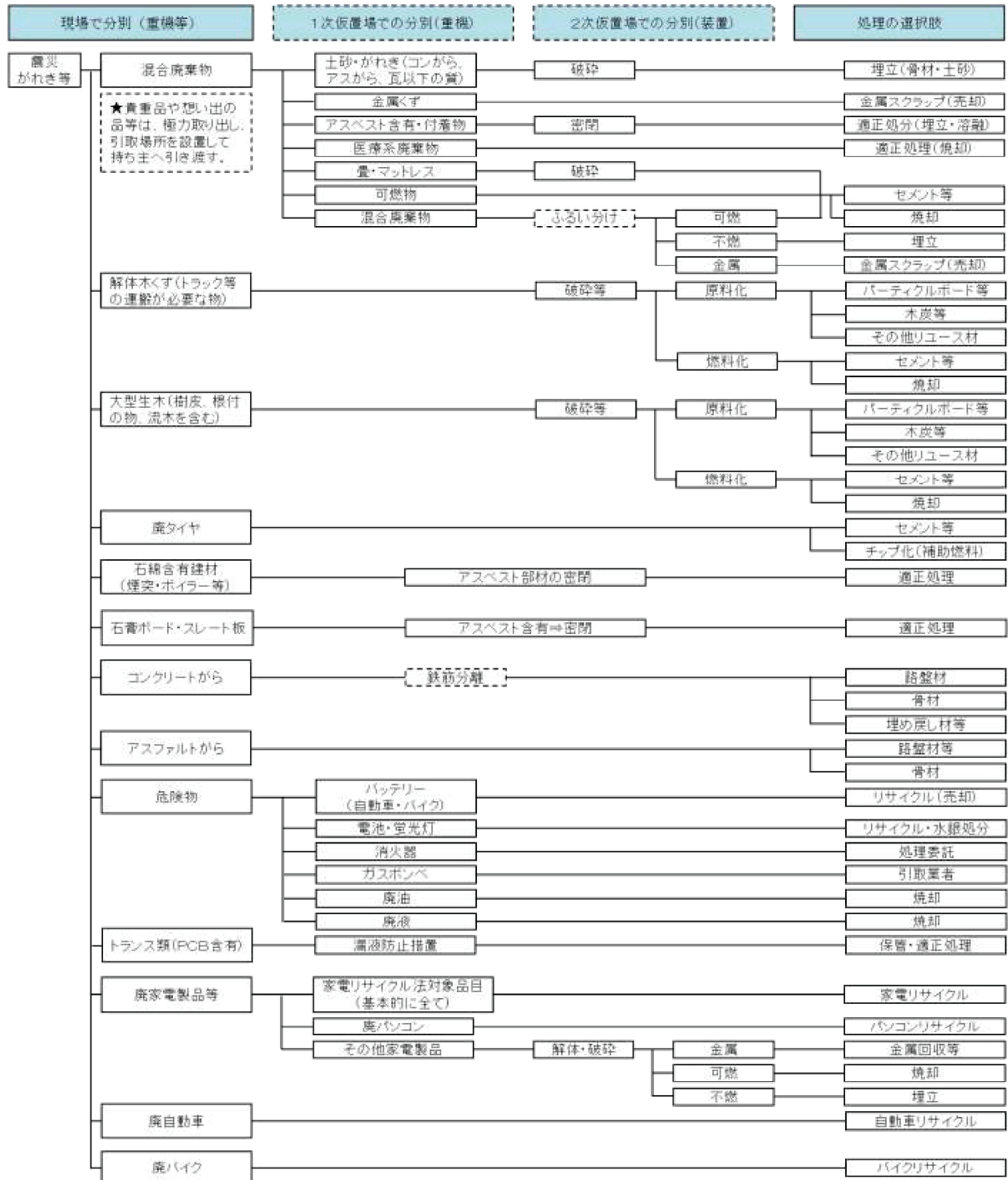
資料：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月）

p. 2-31 「損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の手順（例）」より抜粋

図 3-2-7 解体・撤去の手順（例）

### (11) 分別・処理・再資源化

本村は、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、平常時に定めた方針に従い、可能な限り分別を行います。



出典：「長野県災害廃棄物処理計画<第1版> (平成28年3月)」

p.30 「リユース・リサイクルも含めた分別フロー (例)」より抜粋

図 3-2-8 リユース・リサイクルも含めた分別フロー (例)

表 3-2-13(1) 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等（その1）

種類	処理方法・留意事項	災害廃棄物対策指針 技術資料
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメル（ふるい）やスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破砕し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。</li> </ul>	【技 1-20-1 混合可燃物の処理】
水害 豊	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。</li> <li>豊は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し、高く積み上げないように注意する。 また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。</li> </ul>	【技 1-20-15 個別有害・危険製品の処理】
木くず (解体木くず、流木等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>木くずの処理にあたっては、トロンメル（ふるい）やスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。</li> </ul>	【技 1-20-3 木質系廃棄物の処理】
廃タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。</li> </ul>	【技 1-20-5 廃タイヤ類の処理】

※水害時に特に留意が必要な廃棄物については **水害** を付している。

出典：「長野県災害廃棄物処理計画＜第1版＞（平成28年3月）」  
p. 31「廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等」より抜粋

表 3-2-13(2) 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等（その2）

種類	処理方法・留意事項	災害廃棄物対策指針 技術資料
廃石綿等 (石綿含有 建材)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した建物等は、解体または撤去前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。</li> <li>・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。</li> <li>・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。</li> <li>・解体・撤去する現場及び仮置場における作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う</li> </ul>	<p>【技 1-20-14 石綿の処理】</p>
石膏ボード、 スレート板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。</li> <li>・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。</li> <li>・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。</li> </ul>	<p>【技 1-20-14 石綿の処理※】 ※p4 以降、石膏ボード処理の留意点について記載</p>
コンクリートがら、アスファルトがら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。</li> </ul>	<p>【技 1-20-4 コンクリート、アスファルト類の処理】</p>

出典：「長野県災害廃棄物処理計画＜第1版＞(平成28年3月)」  
p. 32「廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等」より抜粋

表 3-2-13(3) 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等（その3）

種類	処理方法・留意事項	災害廃棄物対策指針 技術資料
危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の処理は、種類によって異なる。 (例：消火器の処理は日本消火器工業会、LPガス容器の処理はLPガス販売事業者もしくは（一社）長野県LPガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など)</li> </ul>	【技 1-20-15 個別有害・危険製品の処理】
PCB 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物は、市町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。</li> <li>・PCBを使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。</li> <li>・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物に準じて分別し、保管する。</li> </ul>	【技 1-20-15 個別有害・危険製品の処理】
トリクロロ エチレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分に関する基準を越えたトリクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。</li> </ul>	

出典：「長野県災害廃棄物処理計画<第1版>(平成28年3月)」  
p.33「廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等」より抜粋

表 3-2-13(4) 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等（その4）

種類	処理方法・留意事項	災害廃棄物対策指針 技術資料
<p>廃家電製品 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。</li> <li>この場合、市町村が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。</li> <li>一方、津波等により形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、東日本大震災では破砕して焼却処理を行った事例がある。</li> <li>・冷蔵庫や冷凍庫の処理にあっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。</li> <li>・冷蔵庫等フロン類を使用する機器については分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。</li> <li>・市町村が、住民の排出した家電の処理を行う場合は、自治体券（※）の使用が望ましい。</li> </ul> <p>※自治体券とは、自治体用の家電リサイクル券で、購入・振込手数料が不要となるため、費用が安価になる。</p> <p>また、連記式のため郵便局券と比べて記載が容易であるとともに、請求書による振込であることから、料金の誤払いの発生がなく会計手続き上も簡便となっている。</p>	<p>【技1-20-6 家電リサイクル法対象製品の処理】</p> <p>【技1-20-7 その他の家電製品の処理】</p>
<p>廃自動車 廃バイク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行障害となっている被災自動車等を仮置場等へ移動させる。移動にあたっては、損壊した場合の訴訟リスク等が考えられるため、所有者の意向を確認する。</li> </ul>	<p>【技 1-20-8 廃自動車の処理】</p> <p>【技 1-20-9 廃バイクの処理】</p>
<p>腐敗性廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物などの腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていないものから優先して処理する。</li> </ul>	<p>【技 1-20-11 水産廃棄物の処理】</p>
<p>肥料・飼料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料・飼料等が水害等による被害を受けた場合は、平常時に把握している業者へ処理・処分を依頼する。</li> </ul>	<p>【技 1-20-15 個別有害・危険製品の処理】</p>

出典：「長野県災害廃棄物処理計画＜第1版＞（平成28年3月）」  
p. 34「廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等」より抜粋



表 3-2-13(5) 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等（その5）

種類	処理方法・留意事項	災害廃棄物対策指針 技術資料
太陽光発電 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業にあたっては、乾いた軍手やゴム手袋など絶縁性のある手袋を着用する。</li> <li>・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。</li> <li>・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。</li> <li>・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。</li> </ul>	<p>【技1-20-7 その他の家電製品の処理】</p>
家屋の解体・撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認する。</li> <li>・建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し、所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。</li> </ul>	<p>【技1-15-1 損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項】</p> <p>※「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成23年3月25日付け被災者支援特別対策本部長及び環境大臣通知）も併せて参照</p>

出典：「長野県災害廃棄物処理計画＜第1版＞（平成28年3月）」  
p. 35 「廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等」より抜粋

表 3-2-14 処理・処分にあたっての問題及び対策

処理・処分にあたっての種々の問題及びその対策	
<p><b>水害</b></p> <p>土砂分の影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害等により土砂が可燃物に付着・混入することで、焼却炉の摩耗や可動部分への悪影響、焼却残さの増加等の影響を及ぼすことや、発熱量（カロリー）が低下することで助燃剤や重油を投入する必要が生じるため、トロンメル（ふるい）やスケルトンバケットによる土砂分の分離を事前に行うことが有効である。</li> <li>・仮置場において発生した火災に対して、土砂による窒息消火を行う場合は、災害廃棄物が土砂まみれになるため、土砂を分離する方法として薬剤の使用も考えられる。</li> </ul>
<p><b>水害</b></p> <p>水分の影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃剤や重油を投入する必要が生じることや、水分の影響で木くず等に付着した土砂分の分離を難しくすることから、テントを設置するなど降雨から災害廃棄物を遮蔽する対策が考えられる。</li> </ul>

※水害時に特に留意が必要な廃棄物については **水害** を付している。

出典：「長野県災害廃棄物処理計画＜第1版＞（平成28年3月）」  
p.36「処理・処分にあたっての種々の問題及びその対策」より抜粋

## (12) 有害廃棄物等の処理

本村は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、優先的に回収を行い、保管又は早期の処分を行います。

災害廃棄物の処理や、建物解体・撤去中に有害廃棄物等が発見されることもあるため、その都度回収して処理を行います。

## (13) 環境対策等

本村は、被災状況を踏まえ、地域住民の生活環境及び公衆衛生への影響を防止するため、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止します。仮置場などにおいて、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討します。

仮置場における火災を未然に防止するため、災害廃棄物の積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置、温度監視等を行います。

万一、火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行います。

#### (14) 協力・支援体制

本村は、人命救助の観点から活動している自衛隊・警察・消防等の主体と連携して、有害物質や危険物質に留意し、災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去等を行います。

また、被害状況を踏まえ、災害支援協定等に基づき、協力・支援要請を行います。

### 3. 災害復旧・復興時の対応

#### (1) 組織体制等

本村は、災害廃棄物の処理の進捗に応じて、組織体制や役割分担の見直しを行います。

#### (2) 平常体制への移行

##### (a) 一般廃棄物処理施設等

本村は、廃棄物処理施設の復旧に協力するとともに、その間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保します。

##### (b) 仮設トイレ・し尿処理

本村は、避難所の閉鎖に合わせ、平常時のし尿処理体制に移行し、避難所に設置された仮設トイレの撤去を行います。

##### (c) 避難所ごみ

本村は、避難所の閉鎖に合わせ、平常時の処理体制に移行します。

#### (3) 災害廃棄物の処理見込量の推計

本村は、災害廃棄物の処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物の処理見込量の見直しを行います。

災害廃棄物の処理見込量は、トラックスケール（車体ごと計量できる計量装置）での車両管理により行うことが望ましいとされていますが、必要に応じ仮置場に搬入された災害廃棄物の体積に比重をかけあわせて重量換算し、これに今後発生する推計量を加えることで推計する方法なども活用しながら推計します。

#### (4) 収集運搬体制の見直し

本村は、道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、適宜収集運搬方法の見直しを行います。

#### (5) 処理スケジュール・処理フローの見直し

本村は、災害廃棄物の処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員数、重機や収集運搬車両等の資機材の確保状況等を踏まえ、適宜処理スケジュールの見直しを行います。

本村は、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、適宜処理フローの見直しを行います。

#### (6) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

本村は、災害廃棄物の処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行います。

#### (7) 仮置場

本村は、適切な仮置場の運用を行うために、仮置場の管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等の人員及び重機、トラック等の機材を配置します。

本村は持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図ります。

仮置場の返却にあたっては、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行います。

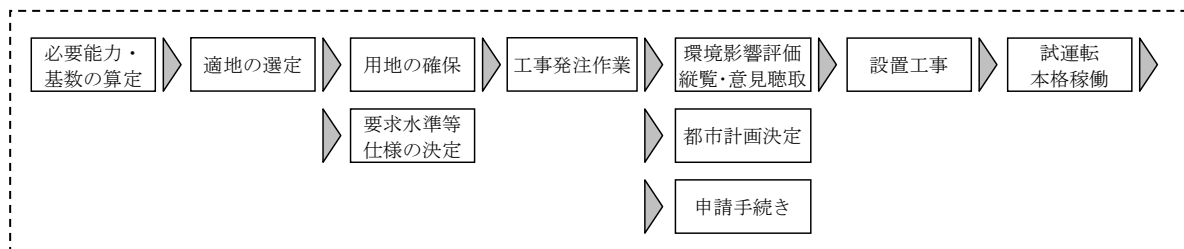
#### (8) 仮設処理施設等の解体・撤去

本村は、設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物の処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行うための仮設場の設置や、広域処理の検討を行います。

仮設焼却施設等の配置にあたっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討します。

また、仮設焼却施設の解体・撤去にあたっては、仮設焼却施設等自体がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行い、

ダイオキシン類や有害物質が飛散しないよう、周囲をカバーで覆う等の必要な措置を施した上で解体・撤去を行います。



出典：環境省「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月）

p. 2-24 「図 2-3-1 仮設焼却炉等の設置フロー（例）」から抜粋

図 3-2-9 仮設焼却炉等の設置フロー（例）

## (9) 倒壊した建物の解体・撤去

被災家屋及び工作物については、ライフラインの早期復旧、被災家屋の倒壊の危険性等を検討し、優先順位を勘案して解体・撤去を行います。

被災家屋のうち、全壊と判定された家屋は再使用できない廃棄物であると考えられるため、所有者の同意に基づき撤去する場合には国庫補助の対象となりますが、半壊の家屋は補修により再使用できるものとされているため、国庫補助の対象とはなりません。しかし、被害が甚大となる大規模災害の場合、半壊と判定された家屋も所有者の同意の下で撤去する場合、特例的に国庫補助の対象とされることがあります。

解体に当たっては、災害廃棄物の再資源化を行うための分別解体を徹底します。また、石綿の含有が懸念される建築物及び構造物は、解体前に専門業者による分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法等に基づき、関係機関と調整し、石綿の除去作業を行い、適切に処分します。

解体・撤去にあたっては、建物所有者の立ち会いを求め、解体範囲等の確認を行います。

## (10) 分別・処理・再資源化

復興計画や復興事業の進捗に応じて分別・処理・再資源化を行います。

## (11) 環境対策等

本村は、労働災害や周辺環境及び公衆衛生への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において、環境モニタリングを行います。

表 3-2-15 環境モニタリング地点の考え方

項目	環境モニタリング地点の考え方
大気、臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（食品廃棄物等）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きいと想定される場所を確認する。</li> <li>・災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。</li> <li>・環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。</li> <li>・作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。</li> <li>・発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌については、事前に集積する前の土壌等 10 地点程度を採取しておく、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。東日本大震災の事例として、以下の資料が参考となる。</li> </ul> <p><b>【参考資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項（環境省）</li> <li>災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（岩手県）</li> <li>災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領運用手引書（岩手県）</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の排水出口近傍や汚土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。</li> </ul>

出典：「長野県災害廃棄物処理計画＜第1版＞（平成28年3月）」  
p. 41「環境モニタリング地点の考え方」より抜粋

## (12) 最終処分

本村は、再資源化や焼却ができない災害廃棄物については、埋め立てるために最終処分場の確保を行います。

## (13) 協力・支援体制

本村が災害廃棄物処理及び廃棄物処理施設復旧に係る補助金を活用するにあたっては、災害査定をはじめとした補助金申請にかかる手続き等について県の指導・助言を請うとともに、国との連絡調整を依頼します。

## 4. その他、必要な事項

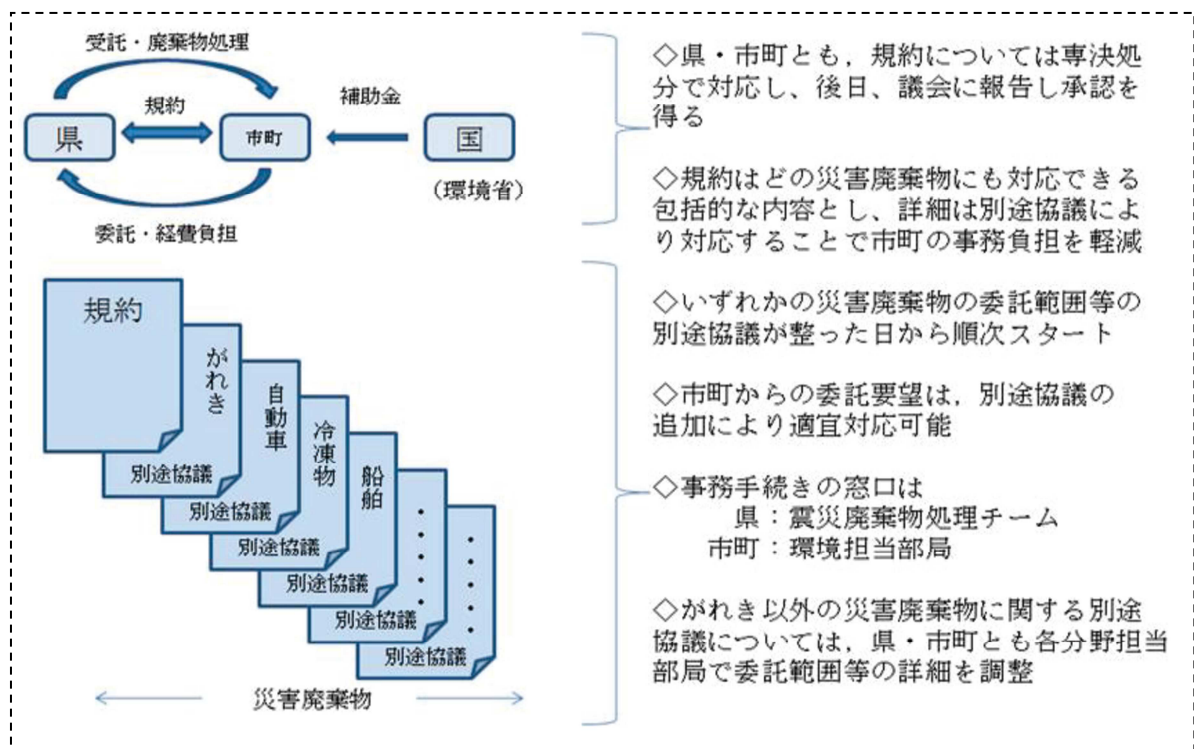
### (1) 事務委託等

災害廃棄物は、被災市町村が処理責任を有しています。

本村が主体となって災害廃棄物の処理を行う場合、長野県は、本村に対して災害廃棄物処理体制の助言、広域的な協力体制の確保、被害情報収集体制の確保、市町村・関係省庁・民間事業者団体との連絡調整等を行います。

本村の被害が大きく、本村が、主体となって災害廃棄物の処理を行うことが困難と判断し、長野県に地方自治法第 252 条の 14 に基づく事務委託の要請を行った場合には、所定の手続を経た上で、県が主体となって、災害廃棄物の処理を実施します。

国は、広域的な協力体制の整備を行うとともに、災害廃棄物処理のため、財政支援を行います。また、災害対策基本法に基づき、特定の大規模災害において、専門知識・技術の必要性等の要件を満たし、被災市町村の要請を受けた場合には、環境大臣が処理を代行することができます。



出典：宮城県「災害廃棄物処理業務の記録」p. 5【事務委託のフロー（宮城県の例）】より抜粋

図 3-2-10 事務委託のフロー（例）

## (2) 非常災害に係る特例措置

平成 23 年に発生した東日本大震災や近年の災害における経験により、事前の備えや、大規模災害時においても適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速にこれを行うための措置が不十分であることが明らかとなったことから、平成 27 年に廃棄物処理法が改正され、非常災害時の特例措置が設けられました。

### (a) 一般廃棄物処理施設の設置に係る特例

本村は、発災時に災害廃棄物の処分を行うため、新たに設置する一般廃棄物処理施設（仮設施設等）について、平常時に県と協議し、その同意を得ることで、一般廃棄物処理計画に位置付けることができます。

この協議を経て一般廃棄物処理計画に位置付けられた施設を発災時に設置するときは、県知事に届出をすれば、最大 30 日間の法定期間を待たずに、その同意に係る施設の設置ができます（廃棄物処理法第 9 条の 3 の 2）。

また、平常時には、民間事業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合、都道府県知事の設置許可が必要となりますが、非常災害時には、本村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置しようとするときは、県知事への届出で足りません（廃棄物処理法第 9 条の 3 の 3）。

### (b) 産業廃棄物処理施設での一般廃棄物処理に係る特例

平常時には、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を、その施設において処理するときは、あらかじめ 30 日前までに県知事に届け出る必要がありますが、非常災害時には、被災県の施設に限り、処理開始後、「遅滞なく」届出をすればよいとされています（廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5）。

### (c) 一般廃棄物委託基準に係る特例

平常時には、一般廃棄物の処理を再委託することは禁止されていますが、非常災害時には、本村から当該非常災害により発生した廃棄物の処理を受託した者は、環境省令で定める基準を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができます（廃棄物処理法施行令第 4 条第 3 号）。

また、同号の規定の適用により、非常災害時に本村から一般廃棄物の処理を受託した者から委託を受けて当該一般廃棄物の処理を業として行う者（再受託者）については、一般廃棄物処理業の許可が不要となります（廃棄物処



理法施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号)。

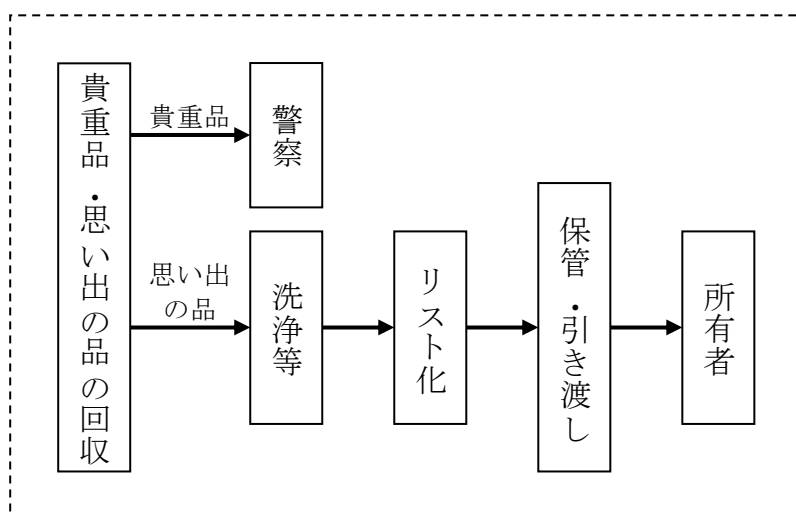
### (3) 思い出の品・貴重品等

本村は、建物の解体や災害廃棄物を撤去する場合、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等の思い出の品や、財布、通帳、印鑑等の貴重品を取り扱う場合があります。

持ち主の確認方法、保管方法、返却方法を検討し、発災直後は、回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所の確保を行います。

貴重品については、警察に届け出ます。

また、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないような措置を行い、保護・保全に努めます。



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」技術資料 1-20-16)

### (4) 災害廃棄物の野焼きの原則禁止

煙・ばいじん等による呼吸器疾患の増加、視界の悪化、ダイオキシン類など有害化学物質の発生・拡散・汚染及び飛び火による延焼の危険性増大のおそれがあることから、災害廃棄物の量が多いこと、「焼却施設等」の処理能力が不足していること、「焼却施設等」が災害被害により機能停止していることなどのみを理由とした災害廃棄物の野焼きは、原則として認められません。

ただし、下記の場合には例外的・限定的に野焼きの実施を検討します。

- ① 震災直後の停電や燃料不足により、暖房（熱源）を必要とする場合
- ② 感染症の拡大などの公衆衛生上の重大な支障が生じており、該当廃棄物を

緊急かつ現場で燃焼/焼却する必要があるが、震災被害により近傍の「焼却施設等」が停止している場合。

### (5) 災害廃棄物処理施設復旧に係る補助金

本村が、災害等により発生した廃棄物の処理及び被災した廃棄物処理施設の復旧を行う場合は、環境省の補助制度である災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金が活用できます。

表 3-2-16 災害廃棄物処理施設復旧に係る補助金の例

補助金名	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金	廃棄物処理施設災害復旧費補助金
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業</li> </ul>
補助先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村（一部事務組合、広域連合を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体（都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合を含む）等</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村：事業費 40 万円以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物処理施設（市は 150 万円以上、町村は 80 万円以上が対象）</li> <li>○浄化槽（市町村 40 万円以上が対象）等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降雨：最大 24 時間雨量が 80mm 以上になるもの</li> <li>○暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上になるもの</li> <li>○地震：異常な天然現象であること（被害状況に鑑み採否を決定）等</li> </ul>	
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 / 2（補助うら分に対し 8 割を限度として特別交付税措置あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 / 2（補助うら分の起債元利償還金に対する普通交付税措置あり）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※過去の大規模災害時には、補助率嵩上げ等の特例措置あり</li> </ul>	
財務局 立 会	あり	
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の事業完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて、被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。</li> <li>○災害廃棄物の事業完了後は、机上査定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則現地で査定</li> </ul>

出典：「長野県災害廃棄物処理計画<第 1 版>（平成 28 年 3 月）」

p. 47「オ 災害廃棄物処理・廃棄物処理施設復旧に係る補助金」を加工